

令和5年度  
地域間幹線系統確保維持計画書（案）

令和4年6月27日  
京都府生活交通対策地域協議会



地域公共交通確保維持改善補助金交付要綱  
第7条及び第21条に係る記載事項

令和4年6月27日  
京都府生活交通対策地域協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
令和5年度地域間幹線系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>モータリゼーションの進展や人口減少、コロナウイルス感染症の拡大等の影響で、過疎地域を中心にバス交通の存続が危機に瀕している地域があり、当該地域において地域の特性や実情に応じた公共交通を確保・維持することを目的として当該事業を実施する。</p> <p>特に、地域と地域を結ぶ地域間幹線系統については、通学や通勤、通院、買い物等のための移動手段として、また、鉄道駅へのアクセス手段として、地域住民の日常生活に必要不可欠であり、当該バス系統が唯一の交通機関となっている丹後・中丹・南丹地域及び和東町域において、支援することが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>地域住民の人口が減少傾向にある状況下において、バス利用を促すとともに、乗降調査等を通して利用実態とニーズを把握し利便性を向上させることで、基準年度と比較し1%の収支率改善を図るとともに、利用者の移動目的に応じた利便性確保の観点から、地域の特性を踏まえ計画どおり運行することを目標とする。</p>
(2) 事業の効果
<p>地域間幹線系統を確保、維持することにより、自らの運転により移動することが困難な方が安心して通学、通勤、通院、買い物等の日常生活を送る事ができる。</p> <p>また、公共交通を確保、維持し整備することにより、地域外からの観光客の利用も見込める。</p>

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

1. より利便性の高い系統への見直し

事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：社会情勢の変化に伴う通学や通院等に係る需要の変化や他の公共交通との接続環境に対応し、より利便性の高い系統への再編や運行ダイヤの変更等を検討する。

2. 保育園児・小中学生・子育て世代・高齢者など、様々な世代を対象としたバスの乗り方教室の実施

事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：学校や老人会、地域の催事等と連携しバスの乗り方教室を開催することで公共交通の役割や必要性を理解いただき、交通系ICカードの使い方やスロープ等の体験によりバスを利用する際の不安を払拭する等の啓発活動を実施し、バスを気兼ねなくご利用いただけるようにする。

3. 需要喚起による利用促進

事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：地域のイベントや広報誌等を活用し、バスの活用周知を図る。また、観光客や地元住民が利用できる企画乗車券の発行等を検討し、今までバスを利用してこなかった人達をターゲットに利用促進を図る。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2のとおり

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

奈良交通株式会社、京阪京都交通株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、京都交通株式会社、丹後海陸交通株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法  
【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>表4のとおり</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>当該補助の対象となっている地域間幹線系統は、自らの運転により移動することが困難な交通弱者が通学、通勤、通院、買い物等の日常生活を送るうえで欠かせない移動手段であるため、現行の定時定路線による運行を確保、維持する必要がある。 なお、事業者においては、鉄道やその他バスとの乗り継ぎの快適性を考慮した運行ダイヤを設定し、系統の見直しや競合路線との調整を行い利便性の向上を図るとともに、事業者・京都府・沿線自治体が一丸となり補助対象期間中に3.に記載の取組を実施し、基準年度と比較し1%の収支率改善を図る。</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性</p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>路線の運行確保と車両の取得は一体不可分なものであり、各事業者においては、地域間幹線系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところだが、車齢の高いものについては、安全性と費用効率化の面から適切な入れ替えが必要である。</p>

<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>(1) 事業の目標</p> <p>修繕費と購入費に係る費用のバランスを考慮したうえで新しい車両を導入し、安全性を向上させる。</p>
<p>(2) 事業の効果</p> <p>新しい車両を導入することにより車内環境が改善されるとともに、ノンステップバスを導入することでバリアフリー化が促進され利便性の向上が図られる。</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>表6、表7のとおり</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>17. 協議会の開催状況と主な議論</p>
<p>令和3年11月10日（水）、12日（金）、16日（火）  生産性向上の取組に係るワーキンググループ会議を開催  （生産性向上の取組実績等について協議）</p> <p>令和4年2月3日（木）  京都府生活交通対策地域協議会 各ブロック協議会 書面協議を開催  （令和3年度地域間幹線系統確保維持事業の事業評価について協議）</p> <p>令和4年5月25日（水）、26日（木）  地域間幹線系統確保維持計画に係るワーキンググループ会議を開催  （生産性向上の取組に係る取組内容や実施主体等について協議）</p> <p>令和4年6月27日（月）  京都府生活交通対策地域協議会  （地域間幹線系統確保維持計画について協議）</p>

## 18. 利用者等の意見の反映状況

以下の利用者代表の方にヒアリングにて頂戴した意見を踏まえた計画を策定。

- ①福知山市役所三和支所 井上支所長 令和4年5月27日(金) 9:25~10:25
- ②神吉三区代表区長下区 橋本区長 令和4年6月3日(金) 16:15~17:15

### 【主な意見】

#### (①について)

西日本ジェイアールバス株式会社が運行する園福線は、一部の学生や高齢者にとって、福知山市街に出るための唯一の交通手段であり、幹線交通としての役割を果たしている。一方で、便数の少なさ、運賃の高さなどが原因で、バスを不便に感じ、高齢者の免許返納が進まないといった問題もあるため、バスの不便さを解消するような取組が今後も必要である。

#### (②について)

京阪京都交通株式会社が運行する原・神吉線は、神吉区の通院、食料調達目的の高齢者や、通学利用の中学生が定期的に利用しており、幹線交通として欠かせない路線となっている。一方で、子供が一人で利用するには、便数が限られており、不便な部分が多いため、この問題を解消するような取組が必要である。

#### (①及び②について)

いずれの地域においても、一定数の定期的な利用者がある一方で、多くの人は、自家用車との便利さの比較によって、ほとんど自家用車を利用しているのが現状である。高齢者の事故リスクの増加や、親世代の送迎の負担の増大などの問題を考えると、公共交通の維持、整備は重要な課題であるため、京都府、沿線自治体、事業者の連携のもと、利用促進に向けた取組を今後さらに行っていく必要があると考える。

## 19. 協議会メンバーの構成員

- ・ 京都府建設交通部長
- ・ 国土交通省近畿運輸局自動車交通部長
- ・ 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長
- ・ 京都府市長会 経済部会長
- ・ 京都府町村会 行財政部会長
- ・ 広域行政圏の協議会会長等
- ・ 京都府広域振興局長
- ・ 一般社団法人 京都府バス協会長

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R5年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
京都府	奈良交通株式会社	(1) 和東木津線	5,417.0	
		小計	5,417	
	京阪京都交通株式会社	(2) 八田線1	9,065.0	
		(3) 神吉線1	0.0	
		(4) 原・神吉線1	2,308.5	
		小計	11,373	
	西日本ジェイアールバス株式会社	(5) 園福線(檢山～園部)	3,527.5	
		(6) 園福線(福知山～檢山)	2,340.5	
		(7) 高雄・京北線(京都～嵐山)	18,431.5	
		小計	24,299	
	京都交通株式会社	(8) 高浜線1	1,248.5	
		(9) 大江線1	2,299.0	
		(10) 福知山線1	4,051.0	
		(11) 夜久野線1	1,756.5	
		小計	9,355	
	丹後海陸交通株式会社	(12) 伊根線	5,746.0	
		(13) 蒲入線2	15,621.5	
		(14) 与謝線2	3,418.5	
		(15) 峰山線3	2,487.5	
		(16) 海岸線2	8,047.5	
(17) 間人循環線		10,274.0		
(18) 久美浜線		5,302.5		
(19) 丹後峰山線		6,002.0		
小計		56,899		
合 計			107,343	

注) 令和6年度、令和7年度については、令和5年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)



表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間移動系統用)

令和5年度

事業名 奈良交通株式会社

1. 申請事業者の概況

補助対象期間の 約々年度(基準年度等) の概況	年 間			
	業 務 費	業 務 外 費	業 務 外 収 益	経 営 収 益 (D)
業務収入	6,344,396 千円	396,810 千円	298,810 千円	6,811,216 千円
業務費用	8,237,235 千円	51,865 千円	318,695 千円	8,607,395 千円
業務損益	△1,892,839 千円	318,695 千円	318,695 千円	△1,745,837 千円
補助対象期間の 営業走行キロ(H)	1a			経営収支率
	17,497,381.8			79.61 %

基準年度の前年度の 概況	年 間			
	業 務 費	業 務 外 費	業 務 外 収 益	経 営 収 益 (D)
業務収入	6,926,149 千円	236,787 千円	236,787 千円	7,160,906 千円
業務費用	9,671,954 千円	71,835 千円	51,865 千円	9,715,380 千円
業務損益	△2,745,805 千円	159,121 千円	159,121 千円	△2,587,664 千円
基準年度の前年度の 営業走行キロ(H)	1a			経営収支率
	18,559,561.8			73.49 %

基準年度の前々年度の 概況	年 間			
	業 務 費	業 務 外 費	業 務 外 収 益	経 営 収 益 (D)
業務収入	8,741,223 千円	71,579 千円	71,579 千円	8,817,802 千円
業務費用	10,174,708 千円	46,450 千円	46,450 千円	10,221,158 千円
業務損益	△1,433,485 千円	25,129 千円	25,129 千円	△1,408,356 千円
基準年度の前々年度の 営業走行キロ(H)	1a			経営収支率
	19,635,953.7			86.22 %

(補助対象事業者の「基準年度」を最終年度とする連続した過去3年度における営業走行キロ当り経営収支率)

補助プログラム名	補助対象事業者の営業走行キロ当り経営収支率 (基準年度の前年度) D <sup>1</sup> ×A <sup>1</sup> /B <sup>1</sup>	補助対象事業者の営業走行キロ当り経営収支率 (基準年度の前年度) D <sup>2</sup> ×A <sup>2</sup> /B <sup>2</sup>	補助対象事業者の営業走行キロ当り経営収支率 (基準年度) D <sup>3</sup> ×A <sup>3</sup> /B <sup>3</sup>
京阪神	529円/0.031	523円/0.031	499円/0.031

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助プログラム名	補助対象事業者の営業走行キロ当り経常費用 (A <sup>1</sup> ×C <sup>1</sup> )/D <sup>1</sup>	地域キリ当たり標準経常費用 B <sup>1</sup>	キロ当たり経常費用 B <sup>1</sup> ×C <sup>1</sup> /D <sup>1</sup> (%)	キロ当たり経常収益 (D <sup>1</sup> ×E <sup>1</sup> )/D <sup>1</sup>
京阪神	811円/0.031	548円/0.031	511円/0.031	391円/0.031

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助プログラム名	申請事業者	補助対象事業者	運行系統	計画運行回数	計画運行回数 (1) D <sup>1</sup> ×C <sup>1</sup> /D <sup>1</sup>	計画運行回数 (2) D <sup>2</sup> ×C <sup>2</sup> /D <sup>2</sup>	事業キリ数 A	地域公共交通確保事業実施 区域に属するキロ数 B	補助プログラム 単年度のキロ数 C	同一補助プログラム 単年度キロ数 D	補助対象事業者の 営業走行キロ当り経常費用 E	補助対象事業者の 営業走行キロ当り経常収益 F	補助対象事業者の 営業走行キロ当り経常費用 E×D	補助対象事業者の 営業走行キロ当り経常収益 F×D	補助対象事業者の 営業走行キロ当り経常費用 E×D×C/B	補助対象事業者の 営業走行キロ当り経常収益 F×D×C/B	補助対象事業者の 営業走行キロ当り経常費用 E×D×C/B×100%	補助対象事業者の 営業走行キロ当り経常収益 F×D×C/B×100%
京阪神	第1号	和歌山線	和歌山線	265	4,044.03	116.61	16.1 km (平均)	16.1 km (平均)	16.1 km (平均)	16.1 km (平均)	16.1 km (平均)	16.1 km (平均)	16.1 km (平均)	16.1 km (平均)	16.1 km (平均)	16.1 km (平均)	16.1 km (平均)	16.1 km (平均)
合計		1系統																

補助プログラム名	申請事業者	補助対象事業者	補助対象事業者の営業走行キロ	補助対象事業者の営業走行キロ当り経常費用 (A <sup>1</sup> ×C <sup>1</sup> )/D <sup>1</sup>	補助対象事業者のキロ当り経常収益						補助対象事業者の営業走行キロ当り経常費用 (A <sup>1</sup> ×C <sup>1</sup> )/D <sup>1</sup>	補助対象事業者の営業走行キロ当り経常収益 (D <sup>1</sup> ×E <sup>1</sup> )/D <sup>1</sup>	補助対象事業者の営業走行キロ当り経常費用 (A <sup>1</sup> ×C <sup>1</sup> )/D <sup>1</sup> ×E <sup>1</sup>	補助対象事業者の営業走行キロ当り経常収益 (D <sup>1</sup> ×E <sup>1</sup> )/D <sup>1</sup> ×F <sup>1</sup>	補助対象事業者の営業走行キロ当り経常費用 (A <sup>1</sup> ×C <sup>1</sup> )/D <sup>1</sup> ×E <sup>1</sup> ×100%	補助対象事業者の営業走行キロ当り経常収益 (D <sup>1</sup> ×E <sup>1</sup> )/D <sup>1</sup> ×F <sup>1</sup> ×100%		
					基準年度の前々年度	基準年度の前年度	基準年度	経常費用	経常収益	経常費用							経常収益	
京阪神	第1号		118,216.8 km	75,899,638 円	178円/0.031	23,437,061 円	151,918.6 km	154円/0.031	28,148,206 円	150,353.2 km	189円/0.031	28,391,186 円	116,129.6 km	131円/0.031	28,148,173 円	9,399,165 円	34,127,837 円	34,127,837 円
合計			118,216.8 km	75,899,638 円	178円/0.031	23,437,061 円	151,918.6 km	150,353.2 km	28,391,186 円	150,353.2 km	189円/0.031	28,391,186 円	116,129.6 km	131円/0.031	28,148,173 円	9,399,165 円	34,127,837 円	34,127,837 円

補助プログラム名	申請事業者	補助対象事業者	計画運行回数	計画運行回数 A <sup>1</sup> ×C <sup>1</sup> /D <sup>1</sup>	経常費用 E×D×C/B	経常収益 F×D×C/B	キロ当り経常費用と収益の負担割合									
							経常費用	経常収益	経常費用	経常収益	経常費用	経常収益	経常費用	経常収益		
京阪神	第1号		34,127,837 円	16,834,233 円	16,834 円	5,417.0 円	9,399,165 円	13.2 %	36,555,165 円	87.7 %	0 円	0.0 %	0 円	0.0 %	0 円	0.0 %
合計			34,127,837 円	16,834,233 円	16,834 円	5,417.0 円	9,399,165 円	13.2 %	36,555,165 円	87.7 %	0 円	0.0 %	0 円	0.0 %	0 円	0.0 %



表2 地域公共交通維持費に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

令和5年度

事業者名	京阪京都交通株式会社
------	------------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の(基準期間) の損益状況	集合バス事業					
	営業収益	1,038,708 千円	営業外収益	38,597 千円	経常収益(イ)	1,077,305 千円
	営業費用	1,195,133 千円	営業外費用	2,898 千円	経常費用(ロ)	1,198,031 千円
経常収益	△ 156,425 千円	営業外利益	35,701 千円	経常利益	△ 120,724 千円	
補助対象期間の 前々年度の 営業走行キロ(km)	2,857,420.4 km			経常収支率	89.82 %	

基準期間の前年度の 損益状況	集合バス事業					
	営業収益	1,037,147 千円	営業外収益	15,671 千円	経常収益(イ)	1,052,818 千円
	営業費用	1,188,212 千円	営業外費用	4,173 千円	経常費用(ロ)	1,202,485 千円
経常収益	△ 141,165 千円	営業外利益	9,498 千円	経常利益	△ 131,667 千円	
基準期間の前年度の 営業走行キロ(km)	3,045,617.7 km			経常収支率	89.05 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	集合バス事業					
	営業収益	1,314,789 千円	営業外収益	2,818 千円	経常収益(イ)	1,317,607 千円
	営業費用	1,378,554 千円	営業外費用	2,702 千円	経常費用(ロ)	1,381,256 千円
経常収益	36,238 千円	営業外利益	1,116 千円	経常利益	37,354 千円	
基準期間の前々年度の 営業走行キロ(km)	3,324,265.0 km			経常収支率	102.91 %	

(補助対象事業者の「基準期間」を前々年度とする経路(2)有線)における営業走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の営業走行キロ 当たりの経常費用 (基準期間の前々年度) ①÷④×100%	補助対象事業者の営業走行キロ 当たりの経常費用 (基準期間の前年度) ②÷④×100%	補助対象事業者の営業走行キロ 当たりの経常費用 (基準期間) ③÷④×100%
京阪神	385 円 19 銭	392 円 24 銭	405 円 09 銭
北近畿	365 円 10 銭	392 円 24 銭	405 円 09 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の営業走行 キロ当たりの経常費用 (基準期間) (円)	地域キロ当たり 経常経常費用 円	キロ当たり経常費用 とこれのいずれか少ない額 円	キロ当たり経常収益 (円)
京阪神	394 円 17 銭	548 円 30 銭	394 円 17 銭	364 円 27 銭
北近畿	394 円 17 銭	409 円 54 銭	394 円 17 銭	364 円 27 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック名	中 核 線 路	特 例 線 路	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画平均 乗車密度	計画 乗車数	系統キロ程 千	地域公共交通維持費を業 務する区域におけるキロ程 千	系統キロ程 と地域公共交通維持費 を業務する区域にお けるキロ程との比率 オ+ア÷ウ	補助ブロック 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 計画運行乗入 部分のキロ程 ヌ	地域間との割合 部分に属するキロ程 ム	地域間との 割合率 ム÷リ	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック内 運行乗入部分 及び地域間 との割合部分 以外でのキロ程 17-リ+ヌ+ ム×ア÷ウ	
				起点	主な 経路地	終点												
京阪神	1		八田線1	JR 高槻駅 西口	JR 長瀬・ 大宮 西口	JR 高槻駅 西口	365 日	3,385.0	11.0	27.9 人	往 28.0 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	47,500 %
											往 28.0 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	
											往 28.0 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	
京阪神	2		神宮線1	JR 八木駅	西所	神宮口	365 日	1,642.5	6.5	2.2 人	往 12.6 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	20,235 %
											往 12.6 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	
											往 12.6 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	
京阪神	3		原・神宮線1	JR 八木駅	神宮上	原	365 日	1,095.0	3.4	10.2 人	往 18.1 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	34,821 %
											往 18.1 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	
											往 18.1 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	
北近畿	1		八田線1	JR 高槻駅 西口	JR 長瀬・ 大宮 西口	JR 高槻駅 西口	365 日	3,385.0	11.0	27.9 人	往 28.0 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	52,500 %
											往 28.0 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	
											往 28.0 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	
北近畿	2		神宮線1	JR 八木駅	西所	神宮口	365 日	1,642.5	6.5	2.2 人	往 12.6 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	78,874 %
											往 12.6 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	
											往 12.6 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	
北近畿	3		原・神宮線1	JR 八木駅	神宮上	原	365 日	1,095.0	3.4	10.2 人	往 18.1 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	65,118 %
											往 18.1 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	
											往 18.1 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	往 km	
合計			系統															

補助プロジェクト名	種別	種別番号	補助プロジェクトの事業内容	計画事業走行キロ	補助対象経費の算出額	補助対象経費の半額当たり経費収支															
						基準期間の前々年度						基準期間の前年度						補助対象経費の算出額	補助対象経費の算出額から経費削減した額	補助対象経費の削減率	コスト削減率
						経費収支	事業走行キロ	補助対象経費の算出額	経費削減率	事業走行キロ	補助対象経費の算出額	経費削減率	事業走行キロ	補助対象経費の算出額	経費削減率						
京阪神	1	47,500	180,120.0 km	74,939,600 円	184円81銭	33,581,751 円	184,722.7 km	177円00銭	33,581,412 円	188,746.2 km	177円95銭	37,697,877 円	189,814.2 km	198円60銭	35,079,042 円	39,860,558 円	33,722,820 円	33,722,820 円			
京阪神	2	20,225	40,332.5 km	15,897,861 円	127円21銭	7,978,450 円	40,515.6 km	198円92銭	4,228,179 円	40,926.0 km	104円00銭	3,262,933 円	40,423.5 km	80円71銭	5,130,698 円	10,767,163 円	7,154,037 円	7,154,037 円			
京阪神	3	34,831	39,055.0 km	15,394,309 円	143円98銭	7,896,026 円	38,874.8 km	202円59銭	4,129,458 円	39,088.8 km	105円84銭	4,823,470 円	38,982.2 km	123円73銭	5,623,139 円	9,771,170 円	6,827,439 円	6,827,439 円			
北近畿	1	52,500	190,120.0 km	74,939,600 円	184円81銭	33,581,751 円	184,722.7 km	177円00銭	33,581,412 円	188,746.2 km	177円95銭	37,697,877 円	189,814.2 km	198円60銭	35,079,042 円	39,860,558 円	33,722,820 円	33,722,820 円			
北近畿	2	79,674	40,332.5 km	15,897,861 円	127円21銭	7,978,450 円	40,515.6 km	198円92銭	4,228,179 円	40,926.0 km	104円00銭	3,262,933 円	40,423.5 km	80円71銭	5,130,698 円	10,767,163 円	7,154,037 円	7,154,037 円			
北近畿	3	65,168	39,055.0 km	15,394,309 円	143円98銭	7,896,026 円	38,874.8 km	202円59銭	4,129,458 円	39,088.8 km	105円84銭	4,823,470 円	38,982.2 km	123円73銭	5,623,139 円	9,771,170 円	6,827,439 円	6,827,439 円			
合計			539,016.0 km	212,483,540 円		98,912,474 円	539,428.6 km		83,884,098 円	536,922.6 km		91,568,580 円	538,439.8 km		91,885,758 円	120,797,782 円	95,808,592 円	95,808,592 円			

補助プロジェクト名	種別	種別番号	補助プロジェクトの事業内容	計画事業走行キロ	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	経費削減率	経費削減率	経費削減率	その負担者とその負担割合									
										国庫負担		市町村負担		その他の業		事業者自己負担		「その他の業」の負担割合	
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
京阪神	1	16,018,339 円	16,018,339 円	8,612,010 円	8,612 千円	4,306.0 千円	39,860,558 円	30,785,558 円	4,308,000 円	29.44%	10,321,425 円	70.54%	0 円	0%	485 円	0.00%			
京阪神	2	1,454,058 円	1,454,058 円	0 円	0 千円	0 千円	10,767,163 円	10,767,163 円	0 円	0.00%	2,189,267 円	100.00%	0 円	0%	58 円	0.00%			
京阪神	3	2,412,896 円	2,412,896 円	1,608,587 円	1,608 千円	804.0 千円	8,771,170 円	7,662,670 円	804,000 円	30.83%	1,704,499 円	69.04%	0 円	0%	823 円	0.03%			
北近畿	1	17,704,480 円	17,704,480 円	8,518,537 円	8,518 千円	4,759.0 千円	39,860,558 円	30,785,558 円	4,759,000 円	29.44%	11,407,312 円	70.54%	0 円	0%	1,356 円	0.01%			
北近畿	2	5,699,907 円	5,699,907 円	0 円	0 千円	0 千円	10,767,163 円	10,767,163 円	0 円	0.00%	9,577,722 円	99.99%	0 円	0%	1,016 円	0.01%			
北近畿	3	4,514,473 円	4,514,473 円	2,609,849 円	2,609 千円	1,304.5 千円	8,771,170 円	7,662,670 円	1,304,500 円	30.84%	3,357,202 円	69.03%	0 円	0%	1,646 円	0.03%			
合計		47,804,153 円	47,804,153 円	22,748,792 円	22,747 千円	11,372.0 千円	120,797,782 円	98,059,782 円	11,372,000 円		37,646,527 円		5,264 円						

注：①「経費削減率」は、経費削減率の算出額から経費削減率を算出した値を指す。

注：②「コスト削減率」は、コスト削減率の算出額からコスト削減率を算出した値を指す。

(1) 記載事項

1. 計画バス事業の収益、事業走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に定める経費を除くこと。
2. 補助対象事業の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と異なる場合は、補助対象期間の決算を行い、その決算状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益計算書に記載すること。
3. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の計画バス事業と他の事業を兼営している場合は、計画バス事業の経費収支及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自第333号、自第151号、自第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
4. 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税法第37条に規定した額を記載すること。
5. 「補助プロジェクト名」の欄は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり経費削減率は、補助プロジェクトを管理する地方運輸局等に通知した数値によること。
7. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一意番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロジェクトにまたがる場合は、その比率に同じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
8. 「特別措置」の欄は、地域公共交通推進計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成20年8月23日改正規則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱第2編第2章第1節に記載する場合には「3」を記載すること。
9. 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全年度における計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日限り計画運行回数又は平日1日限り計画運行回数のいずれかを記載すること。
10. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通推進計画を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助プロジェクト外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との結合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値を記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
11. 「同一補助プロジェクト都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プロジェクト内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プロジェクトが異なる都道府県外乗入部分については「リ」に記載すること。
12. 「他路線との結合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との結合区間の合計が50%以上の生活交通路線であり、当該系統区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程をいふ。当該補助プロジェクト内区間（系統キロ程（リ）-補助プロジェクト外乗入部分のキロ程（ロ）-同一補助プロジェクト都道府県外乗入部分のキロ程（ハ））に係るキロ程を記載すること。
13. 「補助プロジェクト外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助プロジェクト外乗入部分及び同一補助プロジェクト都道府県外乗入部分以外のキロ程」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
14. 「系統キロ程と地域公共交通推進計画を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との結合率」の欄、「補助プロジェクト外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助プロジェクト外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、算出率第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
15. 「計画事業走行キロ」の欄、「補助対象系統の半額当たり経費収支」の「事業走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
16. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（商数切り捨て）をいう。
17. 「補助対象経費」の欄は、(ホ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ツ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載すること（千円未満の端数は切り捨てること）。
18. 「補助対象事業の事業走行キロ当たり経費収支」の欄の「イ」は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前年度の各系統における半額当たり経費収支の実績を平均して算出すること。なお、経費削減率で基準期間の実績がない場合は、補助対象経費削減率の1/2に相当する額と標準的削減率等が算出する標準削減率の算出額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前年度のいずれかの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
19. 「計画経費」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5円単位）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
20. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
21. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じもしくは同じの値による運行回数に異なる場合については、その旨を記載することで見られるものとする。（記載例「令和0年度、令和1年度については、令和0年度事業から 1日、1日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る報告書（経費削減率等報告書）（補助金交付要綱第2編第1章第3節に定める経費を除く）及びこれに添付する必要な書類を記載した書類（経費削減率）並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び経費削減率。
- ただし、過去に生活交通推進計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1-5の運行系統別経費削減率及び平均乗車密度算定表（補助対象経費に定めるもの）並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
- ただし、過去に生活交通推進計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通推進計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通推進計画の認定書及び認定通知書の写し並びに特別措置を受けようとする系統の再掲の原簿

表2 地域公共交通維持費に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

令和5年度

事業者名 西日本エアーバス株式会社

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	東武バス事業			
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	経常収益(ロ)
	580,864千円	17,377千円	598,241千円	1,116,513千円
	1,115,123千円	1,280千円	1,116,405千円	△18,272千円
	△534,259千円	15,597千円	△518,662千円	53.58%
前々年度の 営業走行キロ(km)	1,812,602.8			
	東武バス事業			
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	経常収益(ロ)
	269,330千円	1,294千円	270,624千円	1,105,859千円
	1,109,747千円	612千円	1,110,361千円	△628,235千円
	△538,417千円	682千円	△537,735千円	70.26%
前々年度の 営業走行キロ(km)	1,810,262.7			
	東武バス事業			
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	経常収益(ロ)
	756,851千円	648千円	757,499千円	1,028,720千円
	1,296,448千円	334千円	1,297,182千円	△238,441千円
	△539,597千円	334千円	△539,263千円	70.26%
前々年度の 営業走行キロ(km)	1,974,614.0			

(補助対象事業者の「業務別損益計算書」を基に算出された金額に、国土交通省の定める「国土交通省指定事業者」の負担率を乗じて算出した金額)

補助ブロック名	補助対象事業者の営業走行キロ(km)に算出される費用(前年度)	補助対象事業者の営業走行キロ(km)に算出される費用(前年度)	補助対象事業者の営業走行キロ(km)に算出される費用(前年度)
北近畿	523円.10銭	575円.85銭	580円.76銭
京阪神	523円.10銭	575円.85銭	580円.76銭

※/業務別損益とは、補助対象期間の前々年度の損益状況を指す。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の営業走行キロ当たり経常費用(a+b+c)/3×2	地域キロ当たり経常費用(円)	キロ当たり経常費用(円) (a+b+c)/3×2	キロ当たり経常収益(円) (イ+ロ)
北近畿	550円.80銭	480円.54銭	480円.54銭	211円.17銭
京阪神	550円.80銭	546円.36銭	546円.36銭	311円.17銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	系統番号	系統名	運行区間	計画運行日数	計画運行回数		計画乗客数	系統キロ数	地域キロ数	系統キロ当たり経常費用(円)	地域キロ当たり経常費用(円)	系統キロ当たり経常収益(円)	地域キロ当たり経常収益(円)	系統キロ当たり経常費用(円)	地域キロ当たり経常費用(円)	系統キロ当たり経常収益(円)	地域キロ当たり経常収益(円)	負担割合(%)	負担割合(%)								
					往	回														往	回	往	回	往	回		
北近畿	1	東山線	東山線	365	100	100	26	24.6	17.5km	17.5km	17.5km	17.5km	17.5km	17.5km	17.5km	17.5km	17.5km	17.5%	100%								
																				往	回	往	回	往	回	往	回
																				往	回	往	回	往	回	往	回
北近畿	2	東山線	東山線	365	100	100	1.3	4.8	24.6km	24.6km	24.6km	24.6km	24.6km	24.6km	24.6km	24.6km	24.6km	24.6%	100%								
																				往	回	往	回	往	回	往	回
																				往	回	往	回	往	回	往	回
京阪神	3	東山線	東山線	365	100	100	0.1	77.1	22.2km	22.2km	22.2km	22.2km	22.2km	22.2km	22.2km	22.2km	22.2km	22.2%	100%								
																				往	回	往	回	往	回	往	回
																				往	回	往	回	往	回	往	回
合計	系統																										



事業者名	京都交通株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の 損益状況	乗合バス事業								
	営業収益	142,766	千円	営業外収益	32,059	千円	経常収益(イ)	174,825	千円
	営業費用	331,926	千円	営業外費用	235	千円	経常費用(ロ)	332,161	千円
	営業損益	△ 189,160	千円	営業外損益	31,824	千円	経常損益	△ 157,336	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,064,069.6 km						経常収支率	52.63	%

基準期間の 前年度の 損益状況	乗合バス事業								
	営業収益	146,978	千円	営業外収益	11,155	千円	経常収益(イ)	158,133	千円
	営業費用	342,700	千円	営業外費用	604	千円	経常費用(ロ)	343,304	千円
	営業損益	△ 195,722	千円	営業外損益	10,551	千円	経常損益	△ 185,171	千円
基準期間の 前年度の 実車走行キロ(ハ)	1,064,762.5 km						経常収支率	46.08	%

基準期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業								
	営業収益	170,648	千円	営業外収益	4,087	千円	経常収益(イ)	174,735	千円
	営業費用	307,023	千円	営業外費用	313	千円	経常費用(ロ)	307,336	千円
	営業損益	△ 136,375	千円	営業外損益	3,774	千円	経常損益	△ 132,601	千円
基準期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,061,228.0 km						経常収支率	56.85	%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間に)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用(基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用(基準期間の前年度) ロ÷ハ=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用(基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	289 円 60 銭	322 円 42 銭	312 円 16 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (a+b+c)/3=c	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハト
北近畿	308 円 6 銭	409 円 54 銭	308 円 6 銭	164 円 29 銭
北陸	308 円 6 銭	421 円 21 銭	308 円 6 銭	164 円 29 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数	計画運行回数	計画乗客密度	計画乗客	系統キロ程		地域公共交通路線事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通路線事業を実施する区域におけるキロ程との比較	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分のキロ程の比率
				起点	乗車箇所	終点					往 km	復 km							
北近畿	北近畿第1号	無	高浜線1	東舞鶴駅前	高浜駅前	365日	1,705	回	3.3	15.1	往16.7km 復16.7km	(平均) 往 km 復 km	往 km 復 km	往8.6km 復8.6km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	48.502%
	北近畿第2号	無	大江線1	西舞鶴駅前	大江駅前	365日	1,585	回	2.7	11.6	往23.6km 復23.6km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	100.000%
	北近畿第3号	無	福知山線1	市尾駅前	嵯峨駅前	365日	2,925	回	3.8	30.4	往15.2km 復15.2km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	100.000%
	北近畿第4号	無	淡久野線1	福知山駅前	淡久野駅前	365日	1,400	回	2.7	10.2	往17.2km 復17.2km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	100.000%
合計			系統								往72.7km 復72.7km	往 km 復 km	往 km 復 km	往8.6km 復8.6km	往 km 復 km	往 km 復 km	%		

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック部運賃乗入部分以外のキロ程の比率 (甲×(リ+ス))÷チ×ロ	計画乗車走行キロ ワ	補助対象経常費用の算出額 ヘ×ロ以下 の額(カ)	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象系統の経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額(コ)	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ×ロ/20=シ	補助対象経費の限度額 カ×ロ/20=シ	ク又はレのうちいずれか少ないほうの額(ク)	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益 ヤ×マ×ロ	経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益 ヤ×マ×ロ	経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益 ヤ×マ×ロ					
北近畿	北近畿第1号	無	48.502%	56,947.0 km	17,543,092円	159円36銭	8,053,820円	26,818.25km	141円74銭	8,491,210円	26,979.46km	149円02銭	10,684,594円	26,912.66km	187円38銭	9,076,212円	6,466,880円	7,894,391円	7,894,391円
	北近畿第2号	無	100.000%	74,812.0 km	23,046,584円	175円90銭	12,577,341円	24,434.46km	168円97銭	12,595,451円	24,593.46km	182円26銭	12,186,732円	24,717.66km	176円48銭	13,159,430円	9,887,154円	10,370,962円	9,887,154円
	北近畿第3号	無	100.000%	68,920.0 km	27,392,695円	186円57銭	17,343,541円	28,555.16km	196円30銭	15,341,314円	28,741.26km	172円87銭	16,937,817円	28,828.86km	190円26銭	16,589,804円	10,802,891円	12,328,712円	10,802,891円
	北近畿第4号	無	100.000%	48,160.0 km	14,836,169円	149円43銭	7,540,949円	47,942.56km	157円29銭	6,936,230円	46,200.26km	143円89銭	7,083,275円	48,142.86km	147円13銭	7,198,548円	7,639,621円	6,676,276円	6,676,276円
合計			268,839.0 km	82,818,540円	円 銭	45,535,437円	247,792.26km	円 銭	44,384,907円	248,317.26km	円 銭	47,842,253円	248,602.86km	円 銭	46,021,904円	36,798,546円	37,268,341円	35,260,712円	

補助ブロック名	申請番号	地域別乗車密度の算出方法の有無	ソ×ロ/ワ	ソ×ロ/ワ	ソ×ロ/ワ	ソ×ロ/ワ	ソ×ロ/ワ	ソ×ロ/ワ	ウの負担額とその負担割合										「その他の者」の負担割合
									都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担				
									負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
北近畿	北近畿第1号	無	3,828,937円	3,828,937円	2,497,132円	2,497,132円	1,248.5千円	0,466,880円	7,218,360円	1,628,500円	17.30%	1,628,000円	1,628,000円	22.29%	4,358,000円	60.37%	2,880円	0.04%	その他の者の額は北近畿ブロックのデータになります。
	北近畿第2号	無	9,887,154円	9,887,154円	4,598,674円	4,598,674円	2,299.千円	9,887,154円	7,588,154円	2,299,000円	30.30%	3,288,000円	3,182,000円	69.70%	154円	0.00%			
	北近畿第3号	無	10,802,891円	10,802,891円	8,102,164円	8,102,164円	4,051.千円	10,802,891円	6,751,891円	4,051,000円	60.00%	2,700,000円	2,700,000円	39.99%	891円	0.01%			
	北近畿第4号	無	6,676,276円	6,676,276円	3,513,829円	3,513,829円	1,756.5千円	7,639,621円	5,883,121円	1,756,500円	29.86%	4,126,000円	4,126,000円	70.13%	621円	0.01%			
合計			31,195,258円	31,195,258円	18,711,809円	18,711,809円	9,355千円	36,798,546円	27,441,546円	9,355,000円	34.09%	13,314,000円	4,791,000円	8,933,000円	50.01%	4,546円	0.02%		

※当県削減率については、京都府域内申請額及び振替例の国庫申請額を併せて控除しています。

- (1) 記載事項
- 1.乗入バス事業の収益、乗車走行キロについては、基準(イ)及び定期観光バス(ス)を除き、費用については、基準(イ)及び定期観光バス(ス)並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2条第1項第3号に係る経常費用を除くこと。
  - 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違する事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況表に記載すること。
  - 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗入バス事業者の乗入している路線の経常収益及び費用の配分は、昭和52年5月7日付け自第338号、自然第151号、自第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を要すること。
  - 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の経常収益」の欄、「基準期間の前年度の経常収益」の欄、「基準期間の前々年度の経常収益」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
  - 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。
  - 6.乗車走行キロは、乗車走行キロを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
  - 7.申請番号は、事業者ごとに、系統ごとに一連番号とする。なお、同一系統が2以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に同じ順位番号を付する番号とする。
  - 8.「特別措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は「1」を、平成29年8月2日付国土交通省令第22号の規定に該当する場合は「2」を、補助金交付要綱第8条、5.に付し書面に該当する場合は「3」を記載すること。
  - 9.「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全年度における計画運行回数を記載する。また、カッパ内には「1」を、カッパ外には「2」を記載すること。
  - 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編実施計画」の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は「1」を、平成29年8月2日付国土交通省令第22号の規定に該当する場合は「2」を、補助金交付要綱第8条、5.に付し書面に該当する場合は「3」を記載すること。また、平均値の合計の欄については、同一系統の平均値ではなく、各系統の平均値の合計を記載すること。
  - 11.「同一補助ブロック部運賃乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における部運賃乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる部運賃乗入部分(リ)に記載すること。
  - 12.「他補助ブロックとの割合」に係るキロ程は、他の運行系統との割合区間の合計が50%以上の生活交通路線である、当該割合区間の経常収益が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助ブロック内区間(高規格キロ程(リ)→同一補助ブロック部運賃乗入部分のキロ程(ロ))に係るキロ程を記載すること。
  - 13.「補助ブロック乗入部分及び部運賃乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「リのうち補助ブロック乗入部分及び同一補助ブロック部運賃乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
  - 14.「系統キロ程」と地域公共交通再編実施計画を認定する区間におけるキロ程との比率」の欄、「他補助ブロックとの割合」の欄、「補助ブロック乗入部分、部運賃乗入部分及び他補助ブロックとの割合以外に係るキロ程の比率」の欄、「補助ブロック乗入部分及び部運賃乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第4位(小数第4位)まで算出して記載すること。
  - 15.「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄は、小數第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 16.「計画平均乗車密度が8人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が8人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画乗車密度を8人未満とした数値(取除き)をいう。
  - 17.「補助対象経費」の欄は、「(ホ)」「(ロ)」「(ハ)」「(ニ)」「(ヘ)」「(ロ)」「(ハ)」「(ニ)」「(ヘ)」の金額を記載し、記載がない場合は「(イ)」の金額を記載すること。「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、上記の各欄の(ホ)の金額又は(ロ)の金額、(ツ)の金額から上記の各欄の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して算出した(イ)の比率を算出して(イ)の比率を算出して(イ)の金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、「(ツ)」の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)こと。
  - 18.「補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益」の欄(イ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の算出額を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象系統費用の算出額の1/10に相当する額と基準期間前年度乗入等が算出する経常収益の算出額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の算出額を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれかの算出額
  - 19.「計画額」の欄は、系統ごとに計画単位(10.5千円)で記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
  - 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
  - 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が何(は)項目の増(減)により運行回数に増(減)がない場合については、その旨を記載する事とする。
- (記載例)令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から、主日・日曜による運行回数等の違いを記載し、変更がない場合は)

- (2) 添付書類
1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る乗入自動車運賃等乗入額第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2条第1項第3号に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)を、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通再編実施計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
  2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の「運行系統別経常収益及び平均乗車密度算定書(補助対象系統に係るもの)」並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5、ただし、過去に生活交通再編実施計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
  3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特別を受けようとする系統の再編の概要



表2 地域公共交通維持推進事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

令和5年度

事業者名	内陸海陸交通株式会社
------	------------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) <sup>①</sup> の 損益状況	集合バス事業				
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	経常収益(イ)	
	45,498千円	2,792千円	48,290千円	43,261千円	
補助対象期間の 前々年度の 営業走行キロ(ハ)	営業費用	営業外費用	経常費用(ロ)	経常費用(ロ)	
	429,108千円	3,405千円	432,513千円	412,313千円	
	△328,609千円	△813千円	△329,422千円	△329,223千円	
1,302,904.2 km				経常収支率	20.19%

基準期間の前年度の 損益状況	集合バス事業				
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	経常収益(イ)	
	92,177千円	1,364千円	93,541千円	94,681千円	
基準期間の前年度の 営業走行キロ(ハ)	営業費用	営業外費用	経常費用(ロ)	経常費用(ロ)	
	448,194千円	1,232千円	449,426千円	449,439千円	
	△355,977千円	632千円	△355,345千円	△354,445千円	
1,358,193.8 km				経常収支率	21.13%

基準期間の前々年度の 損益状況	集合バス事業				
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	経常収益(イ)	
	142,044千円	1,670千円	143,714千円	143,714千円	
基準期間の前々年度の 営業走行キロ(ハ)	営業費用	営業外費用	経常費用(ロ)	経常費用(ロ)	
	468,068千円	2,903千円	470,971千円	470,971千円	
	△326,024千円	△1,233千円	△327,257千円	△327,257千円	
1,644,425.8 km				経常収支率	30.51%

(補助対象事業者の「基準期間」を前々年度とする「過去3年間」における営業走行キロ当たり経常費用)

補助ブロック名	補助対象事業者の営業走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ①×ハ/ハ	補助対象事業者の営業走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ①×ハ/ハ	補助対象事業者の営業走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ①×ハ/ハ
北近畿	264円40銭	323円74銭	316円66銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の営業走行キロ 当たり経常費用 (①×ハ)/②	地域をキロ当たり 標準経常費用 率	キロ当たり経常費用 率とのいづれか少ない値 率	キロ当たり経常収益 率
北近畿	306円.01銭	409円.54銭	306円.01銭	64円.92銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統			計画運行日数 ( )	計画平均乗車密度 ①	計画乗車数 ①×②	系統キロ数 キ	地域公共交通維持推進事業 に要する経費に占めるキロ 率	系統キロと地域公共交通維持推進 事業に要する経費に占めるキロ 率との差	補助ブロック内 乗入料以外のキロ数 リ	同一補助ブロック 計画運行キロ数 ズ	地域間との計画 割合に係るキロ数 ル	地域間との計画 割合 ホ	補助ブロック内 乗入料、同一補助ブロック 計画運行キロ数及び計画 乗車数との計画 割合に係るキロ 数の比率 ヘ	
			系統名	別名	種別												
北 近 畿	第1号	伊豆線	バス	バス	バス	365日	2370.5 (6.4)	153人	往 31.26km 戻 37.26km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	100.00%	
	第2号	深川線	バス	バス	バス	365日	2155.0 (7.0)	315人	往 48.46km 戻 48.4 km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	100.00%	
	第3号	本郷線	バス	バス	バス	365日	2153.0 (6.9)	165人	往 21.56km 戻 22.5 km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	100.00%	
	第4号	嵯峨線	バス	バス	バス	365日	2311.0 (4.3)	153人	往 18.56km 戻 18.5 km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	100.00%	
	第5号	深川線	バス	バス	バス	365日	2379.5 (8.3)	224人	往 29.36km 戻 29.2 km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	100.00%	
	第6号	本郷線	バス	バス	バス	365日	2452.0 (6.1)	217人	往 28.86km 戻 28.8 km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	100.00%
	第7号	大東線	バス	バス	バス	365日	1844.0 (5.2)	201人	往 28.06km 戻 29.0 km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	100.00%
	第8号	西条線	バス	バス	バス	365日	1702.0 (4.8)	161人	往 26.96km 戻 28.8 km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	往、Km 戻、Km	100.00%
合計		系統															

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック内乗入 料及び同一補助 ブロック計画運行 乗入料以外のキロ 数の比率 (ヘ)/(リ+ホ)+ホ %	計画営業走行キロ キ	補助対象 経常費用 の比率 ホ	計画乗車数 (①×②×キ)	補助対象系統のキロ当たり経常収益								補助対象 経常収益 の割合	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の総額	5文以上のうちいづれ か少ないほうの値	
							基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間								
							経常収益 キ	営業走行 キロ キ	経常収益 キ	営業走行 キロ キ	経常収益 キ	営業走行 キロ キ	経常収益 キ	営業走行 キロ キ					補助対象事業者の 経常収益 キ
北 近 畿	第1号		116,365.5%	34,000,370	円	79円.00銭	18,541,012	19,000	104円.23銭	22,282,600	19,283	78円.21銭	8,022,705	12,914	12,945,741	40,489,218	24,818,427	24,818,427	24,818,427
	第2号		212,216.0%	81,001,144	円	92円.16銭	17,841,337	10,414	109円.31銭	15,152,898	14,013	82円.22銭	12,179,201	14,014	24,162,205	16,837,828	24,450,514	16,837,828	24,450,514
	第3号		113,127.8%	34,849,287	円	82円.37銭	4,800,543	8,458	79円.85銭	5,518,792	8,243	61円.32銭	5,604,679	10,710	6,216,181	25,320,226	15,371,238	15,371,238	15,371,238
	第4号		25,120.4%	23,220,866	円	96円.03銭	3,647,484	5,204	80円.41銭	2,160,123	71,808	59円.57銭	2,574,065	7,374	7,264,855	15,851,933	10,443,339	10,443,339	10,443,339
	第5号		115,282.2%	37,229,453	円	65円.58銭	10,218,493	10,944	81円.04銭	12,648,279	19,449	71円.53銭	12,325,418	14,113	12,445,561	45,606,094	25,153,244	25,153,244	25,153,244
	第6号		195,119.0%	60,374,810	円	67円.76銭	10,240,728	10,613	69円.43銭	9,205,658	14,763	84円.21銭	11,208,556	14,814	13,225,146	47,049,644	27,123,284	27,123,284	27,123,284
	第7号		101,688.0%	21,227,064	円	92円.39銭	8,084,203	8,284	109円.22銭	8,827,849	81,824	59円.14銭	7,531,523	14,714	9,225,458	21,898,838	14,052,192	14,052,192	14,052,192
	第8号		122,415.8%	45,846,580	円	64円.36銭	6,769,363	10,803	68円.21銭	7,722,276	14,286	84円.04銭	6,614,066	17,114	8,322,268	32,392,233	18,407,025	18,407,025	18,407,025
合計			124,571.2%	237,287,843	円		64,140,029	101,944		72,700,210	101,944		85,847,237	110,944	98,687,534	345,220,220	172,479,533	172,479,533	

補助プロジェクト名	申請番号	特別措置	ソノうち補助プロジェクト外入部分、同一補助プロジェクトの都道府県別外入部分及び他府県の国庫補助金に充てられるもの	ソノうち補助プロジェクト外入部分、同一補助プロジェクトの都道府県別外入部分及び他府県の国庫補助金に充てられるもの	計画平均乗車密度が4人未満の路線	補助対象経費	計画額	経費残存から経費残存を控除した額	損失額から超過額を控除した額	この負担率とその負担割合									
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の負担割合	
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿	第1号		245,16,437 円		円	11,692,079 円	31,492 千円	5,348.0 千円	40,495,212 円	24,749,212 円	4,744,000 円	12.7%	100%	円	%	円	%		
	第2号		36,450,814 円		円	312,43,297 円	312,441 千円	15,871.5 千円	58,837,839 円	41,218,439 円	15,821,000 円	37.8%	100%	円	62.1%	円	%	円	%
	第3号		19,727,218 円		円	6,837,925 円	6,837 千円	3,418.5 千円	25,830,236 円	22,111,736 円	2,064,500 円	9.3%	100%	円	90.8%	円	%	円	%
	第4号		19,449,239 円		円	4,975,904 円	4,975 千円	2,487.5 千円	19,851,933 円	13,264,433 円	2,447,000 円	18.8%	100%	円	81.3%	円	%	円	%
	第5号		25,793,244 円		円	16,595,840 円	16,595 千円	8,047.5 千円	45,840,094 円	37,032,594 円	4,047,000 円	21.7%	100%	円	78.2%	円	%	円	%
	第6号		27,123,334 円		円	20,544,025 円	20,544 千円	10,272.0 千円	47,049,044 円	38,715,044 円	10,274,000 円	27.8%	100%	円	72.0%	円	%	円	%
	第7号		14,052,192 円		円	10,605,427 円	10,605 千円	5,302.5 千円	21,831,638 円	16,381,138 円	5,302,000 円	21.8%	100%	円	48.0%	円	%	円	%
	第8号		18,407,025 円		円	12,004,581 円	12,004 千円	4,001.0 千円	32,342,232 円	28,230,232 円	4,002,000 円	22.3%	100%	円	77.3%	円	%	円	%
合計		172,479,453 円		円	113,860,078 円	113,799 千円	58,899 千円	245,220,229 円	216,320,819 円	64,892,000 円	23.9%	100%	円	76.0%	円	%	円	%	

- (1) 総則事項
1. 乗客（又は乗客の収入、乗客運行キロについては、直通バス及び定期観光バスを除き、費用については、直通バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第3章第3節に定める経費費用を除く。）
  2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と重複している事業者については、補助対象期間の決算を行い、その決算状況（半期末の繰越金）を申請書に添付して提出すること。
  3. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗客（又は乗客の収入）を算入している場合は、乗客収入及び費用の区分は、昭和59年5月1日付自覚書第329号、自覚書第151号、自覚書第55号によること。なお、これにより合計を算入することができない特別の理由がある場合は、国土交通大臣に報告し、その承認を受けること。
  4. 補助対象期間の前半年度（基準期間）の乗客収入の額、「基準期間の前年度の乗客収入の額」、「基準期間の前半年度の乗客収入の額」は、請求書提出時を控除した額を記載すること。
  5. 補助プロジェクトの額は、補助金交付要綱第6条の各号を記載すること。
  6. 地域キロ別（又は路線別）乗客収入は、補助プロジェクトを管理する地方運輸局長が通知した数値によること。
  7. 申請書は、事業者ごと、系統ごとに一簿算号とする。なお、1系統が2つ以上の補助プロジェクトにまたがる場合は、その比率に応じて別冊を提出すること。
  8. 特別措置の額は、地域公共交通連携推進計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は「1」を、平成29年8月2日改正要綱第2条の規定に該当する場合は「2」を、補助金交付要綱第8条、9条に規定する場合は「3」を記載すること。
  9. 計画運行回数（乗客）は、補助対象期間中の全乗客日数における計画運行回数を記載する。また、かつお内には「自由日運行回数又は平日1日あたり計画運行回数のいずれかを記載すること。
  10. 系統キロ別の額、「地域公共交通連携推進計画の認定における半期の額」、「補助プロジェクト外入部分のキロ別の額」、「都道府県外入部分のキロ別の額」及び「他路線との割合別に関する半期の額」は、申請書第1巻（第2巻以下別掲）にて算出。同一系統のキロ別が異なる系統については、平均値を記載すること。また、平均値の合計の欄については、同一系統の平均値ではなく、各申請系統の各年度の平均値の合計を記載すること。
  11. 同一補助プロジェクトの都道府県外入部分の半期の額は、同一補助プロジェクトにおける都道府県外入部分のキロ別を記載すること。補助プロジェクトが異なる都道府県外入部分に付して記載すること。
  12. 他路線との割合別に関する半期の額は、他の運行系統との割合別合計が50%以上の地上交通路線である場合、当該割合別の乗客量が1日あたり150人を超える部分のキロ別の額を記載すること。また、当該補助プロジェクト内別系統キロ別（同一補助プロジェクト外入部分のキロ別（同一補助プロジェクトの都道府県外入部分のキロ別（2））に該当するキロ別を記載すること。
  13. 補助プロジェクト外入部分及び都道府県外入部分のキロ別の比率の額、「ソノうち補助プロジェクト外入部分及び同一補助プロジェクトの都道府県外入部分に充てられるもの」の額は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみを記載すること。
  14. 系統キロ別と地域公共交通連携推進計画を推進する区域におけるキロ別の比率の額、「他路線との割合別」の額、「補助プロジェクト外入部分」、「都道府県外入部分及び他路線との割合別」のキロ別の比率の額、「補助プロジェクト外入部分及び都道府県外入部分以外のキロ別の比率」の欄については、40%以下第3巻（第4巻以下別掲）にて算出して記載すること。
  15. 計画乗客運行キロの額、「補助対象系統のキロ別（又は経路別）」の額は、申請書第1巻（第2巻以下別掲）にて算出して記載すること。
  16. 計画平均乗車密度が4人未満の路線の額は、計画平均乗車密度が4人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みんし運行回数とは当該運行系統の計画乗客運行キロを乗客運行キロで除した値を記載すること。
  17. 補助対象経費の額は、（1）（計画平均乗車密度が4人未満の路線）に該当する場合は（1）の金額を記載し、記載がない場合は（2）の金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、上記の条件の（1）の金額又は（2）の金額を記載して得た金額に（2）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、（2）の金額を記載する（半期末の繰越金を切り捨てること）。
  18. 補助対象系統の乗客運行キロ別（又は経路別）の額は、（1）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前半年度の各系統におけるキロ別（又は経路別）の乗客運行キロを平均して算出すること。なお、当該系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経費の算出額の1/200に相当する額と都道府県協議委員会が算出する経費算出額の算出額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の乗客運行キロを平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前半年度のいずれの算出額が高い場合は、基準期間の算出額を記載すること。
  19. 計画乗客運行キロの額は、系統ごとに計画乗客（105千円）を記載することとし、合計の半期末の乗客運行キロを記載すること。
  20. 計算上生じた単位未満の額は切り捨てること。
  21. 補助対象期間の計画と実際、乗客運行及び乗客運行の計画と実際の違いによる運行回数に差異がない場合は、その差異を記載することとする。また、その差異を記載することとする。なお、その差異を記載することとする。また、その差異を記載することとする。また、その差異を記載することとする。

表3 別表1及び別表3の補助事業の基準ホに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認められた系統の概要

都道府県名：京都府

番号	系統名	理由	由	運行回数	
				土曜	日曜祝日

該当なし

(記載要領)  
 ・「番号」の欄には、今年度補助を受けようとする系統の一連番号から抽出して記載  
 ・「系統名」の欄は、「番号」の欄に対応した系統を記載  
 ・「理由」の欄は、生活交通の確保に支障がないとした理由を記載

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
京都府	相楽地区広域市町村圏	木津川市(旧加茂町)	<p>旧加茂町は、JR加茂駅周辺を中心に、銀行支店、郵便局、商業施設、医療機関等、生活を支える施設が存在しており、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められる。</p> <p>また、JR加茂駅は、関西本線名古屋方面への乗り継ぎや大和路線の終点にあたるほか、駅前バス停留所からコミュニティバスにも接続しており、相楽東部に位置する和東町・笠置町・南山城村にわたる交通の要衝である。</p> <p>これらのことから、旧加茂町が「広域行政圏の中心市町村に準ずるもの」として指定されることは適当である。</p>

表6 車両の取得計画の概要

R5年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
京都府	奈良交通株式会社	1 (継続1両)	810
	京阪京都交通株式会社	8 (新規3両、継続5両)	9,765
	西日本JRバス株式会社	4 (継続4両)	3,505
	京都交通株式会社	1 (継続1両)	810
	丹後海陸交通株式会社	8 (新規2両、継続6両)	11,340
	合計 22両(新規5両、継続17両)		26,230

表6 車両の取得計画の概要

R6年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
京都府	奈良交通株式会社	0	0
	京都交通株式会社	6 (継続6両)	9,000
	西日本JRバス株式会社	2 (継続2両)	1,468
	京都交通株式会社	0	0
	丹後海陸交通株式会社	8 (新規2両、継続6両)	12,480
	合計 16両(新規2両、継続14両)		22,948

表6 車両の取得計画の概要

R7年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
京都府	奈良交通株式会社	0	0
	京阪京都交通株式会社	6 (継続6両)	9,000
	西日本JRバス株式会社	0	0
	京都交通株式会社	0	0
	丹後海陸交通株式会社	8 (新規2両、継続6両)	12,516
	合計 14両(新規2両、継続12両)		21,516

表7 車両の取得を行つた事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 田辺交通株式会社

1. 車両取得の概要

利年度(令和 5 年度)	補助ブロック名	申請番号	取得維持経費名称又は区別 申請番号	車両の種類	事業者名(人)	車両の長さ(m)	購入年次定 年月	購入年の種類 (現金・借入・リース)

【購入車両減価償却費】  
○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)

定率法

申請番号	実質購入予定額(円)・消費税を控く 後の金額を併 計した額(円)		車両購入予定額(円)・消費税を控く 後の金額を併 計した額(円)		車両の長さ(m)		特別償却額(円)	償却期間(月)	償却期間 7×7+12(月)→8 ×1/2=3	特別償却額 (円)	償却期間 (月)	特別償却額 (円)	特別償却額 (円)	特別償却額 (円)	
	イ	ロ	イ+ロ+△+ニ	イ+ロ+△+ニ	△	△									△
1			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

事業者提出 費	事業者提出額
ル×ア+12	ル×ア+12
0	0
0	0
0	0

特別償却 (円)	△×B×5
0	0
0	0
0	0

【車両購入金控額用】  
○事業者の減価方法(定率法・定額法)

定率法

申請番号	金融機関補助対 象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	もと25%のうち低 い方の率(%)	補助対象額	国庫補助金内定 申請額(千円)
	△の額以内		△	△	△	△×1/2=△
計					円	円
					円	千円

【償還率上の償還割合】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
0	0
0	0

償還率 %	償還率上の償還割合		償還率上の償還割合		償還率上の償還割合	
	償還率	償還率	償還率	償還率	償還率	償還率
1	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0



2年度以降(令和 5 年度)

補助プログラム名	申請番号	種別特許貸付国庫補助金	
		種別特許貸付国庫補助金 申請番号	別添
新設特	1	和東本津線 第1号	31

【国庫補助金申請書】  
 ○事業費の算定方法(定率法or定額法)※法令で定められた割合を抜き、年度間での変更不可

**定率法**

申請番号	補助対象額 (円)	取付金額(円) 額表7(2)の 額の欄=3	普通国庫補助金 (円) (2)の欄=4 1.055×額表7 (2)の欄=3	特別補助金(円) 額表7(2)の欄=4	貸付総額(円) 1.1×額表7 (2)の欄=3	事業費総額 (円) 額表7(2)の欄=4 +特別補助金(円) 額表7(2)の欄=4	平均償還率 (%) 額表7(2)の欄=4 ÷事業費総額 (円)	返済のうちに 返済済みの額 (円)	返済期間(月)	補助対象経費 額表7(2)の欄=4 ×(1-返済済みの 額÷事業費総額)	国庫補助金 内定申請額(千円)	* 残存債務 (円)
1	15,000,000	1,500,000	1,620,000	0	1,620,000	1,620,000	1,623,396	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
計	15,000,000	1,500,000	1,620,000	0	1,620,000	1,620,000	1,623,396	1,620,000		1,620	810	0

【事業費入会費費用】

○事業費の算定方法(定率法or定額法)

申請番号	金額用補助対 象額(円) 1の欄以内=2	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	返済のうちに 返済済みの額 (円)	返済済みの 割合(%)	返済済みの 金額(円)	返済済みの 金額(千円)
計							

【事業費】

補助対象経費(千円) 7+7	810
-------------------	-----

【償還金とその償還割合】

申請番号	借付総額 (円)	返済済みの 割合(%)	返済済みの 金額(円)	返済済みの 金額(千円)	返済済みの 割合(%)	返済済みの 金額(円)	返済済みの 金額(千円)
1	1,620,000	100%	1,620,000	1,620	100%	1,620,000	1,620
計	1,620,000	100%	1,620,000	1,620	100%	1,620,000	1,620

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 株式会社 〇〇〇〇

1. 車両取得の概要

初年度(令和 6 年度)	申請番号	申請種別	車両の種別	事業者の種別	買入予定年月	買入車の種別

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)

定率法

申請番号	車両購入予定額(円)・消費税を除く		普通償却額(円) = (車両購入予定額 - 特別償却額) × 定率	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	えとらのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	償却対象経費 7×7+1.2(月)×4	対価額(千円) カ×1/2=3	*残存価格(円) ハ-カ=イ
	車両価格	消費税									
1	イ	ハ	カ	キ	ク	ケ	コ	ク	ケ	0.0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【車両購入金租費用】

○事業者の返済方法(元金均等・元金均等)

申請番号	金融機関種別 への種別	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	借入利率(%) 年利	借入利率(%) 年利	借入利率(%) 年利	借入利率(%) 年利	借入利率(%) 年利	借入利率(%) 年利
計									

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計額(千円)
カ+フ	30+キ
0	0

【負担額とその負担割合】

負担種別	負担額(千円)		負担割合(%)
	申請者負担額	国庫補助金等負担額	
補助対象経費	0	30	100%
車両購入金租費用	0	0	0%
その他	0	0	0%
合計	0	30	100%

2年目以降(令和 5 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持費名称又は区分	確保維持費(円)	
			申請番号	区分

【購入型減価償却費】  
 ○事業費の減価償却方法(定率法・定額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象原価(円)	現存原価(円) 前年度(2年目のみ)の額=9 の額=9	普通償却原価額(円) (定率法) 9×(0.5000)×4 (定額法)9×0.25=2.25	特別償却額(円)	償却原価額(円) 4+9=13	事業費償却額(円)	1/2以下のうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 9×1+1.2(円)=10.2 (償却率)9=9	国庫補助金 内定申請額(千円)	*残存原価 (円)
1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0.0	0
計	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0

【車両購入金庫費用】

○事業費の減価償却方法(定率法・定額法)

申請番号	金融用補助対象額(円) 1の額以内=2	償却期間(月)	今年度償却回数		借入利率(%) 年利	1/2以上の低い方の率(%)	補助対象経費	計額(千円)
			(回)	(年)				
1			1		1	7	7×1/2=3.5	
計								

【所費経費】

補助対象経費(千円) 7+7	計額(千円) 4+4	償却期間		償却率		償却額		償却率		償却率	
		(月)	(年)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)
0	0										
計	0										

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業名称 東長交通株式会社

1. 車両取得の概要

○ 初年度(令和 7 年度)

補助プログラム名	申請番号	申請書種別	車両の種別	事業者名(人)	車両の名称(種)	購入予定年度 年/月	購入予定の種別 (国庫、国庫、J-1)

【購入車両減価償却費】  
○ 事業者の標準償却方法(定率法)を定額法)

定率法

申請番号	車両価格		改良費	車両購入予定額(円)※消費税を控く		車両減価償却額 (円) A×B×C×D×E (注)A:1.2 B:0.8 C:1 D:1 E:1	特別償却額(円)	償却開始額(円)	償却期間 (月)	償却期間 のうち少ない方の額(円)	償却期間 のうち多い方の額(円)	事業者償却額 (円)	補助対象経費 7×7×1.2(月)→3	計画額 (千円)
	イ	ロ		合計	改良品価格									
				イ+ロ+ハ+ニ										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0

【車両購入全額費用】  
○ 事業者の標準償却方法(等料均等)を元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	償還期間のうち低い方の率(%)	補助対象経費	国庫補助金内定 申請額(千円)
	Aの額以内		B	C	D	E×1/2=F
計						

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
0	30+
0	0

【償還額とその負担割合】

償還方法	償還額		償還額とその負担割合		事業者負担割合		事業者負担の負担割合	
	償還額	負担割合	償還額	負担割合	償還額	負担割合	償還額	負担割合
国庫補助金	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
国庫補助金	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
国庫補助金	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
合計	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%

2年目以降(令和 7 年度)

補助プロジェクト名	申請番号	医療従事者確保推進委員会	
		申請番号	申請年度

【購入車両減価償却費】  
○事業の経費償却方法(定率法or定額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象経費(円)	残存価額(円)	普通償却額(円) (定率法) 1×(0.5×年数)-1 (定額法) 7×0.2-1	特別償却額(円)	償却総額(円)	償却残価額(円)	事業年度経過年数(年)	とりのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 2×1×1.2(月)×7 (償却率) 2×7	国庫補助金 内定申請額(千円)	*残存価額 (円)
1	0	0	0	0	0	0	1	0	7	0	7×1/2=7	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0

【車両購入経費費用】

○事業の経費方法(定率法or元金均等)

申請番号	金融機関補助対象額(円) 1の額×(年-1)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	元金5%の年 い月の率(%)	補助対象経費	計額(千円)
			(回)	(回)				
計					1	7	7	7×1/2=7

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計額(千円)
7+7	7+7
0	0

【負担金との負担割合】

補助プロジェクト 番号	普通償還		特別償還		その他の償還		事業費自己負担		その他の必要経費 特別経費	
	償還率	償還額	償還率	償還額	償還率	償還額	償還率	償還額	償還率	償還額
1	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円
計	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円
合計	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京阪京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 5 年度)	申請番号	取得経路(取得方法)	車両の種類	事業者名(人)	車両の用途(%)	購入予定年度(月)	購入者の種類(個人、租税、リース)
京阪神・北近畿	第1号(5-1)	八田線1、神宮線1、原・神宮線1	ノンステップ スロープ付き	57	9.0	RS.1	リース
京阪神・北近畿	第2号(5-2)	八田線1、神宮線1、原・神宮線1	ノンステップ スロープ付き	57	9.0	RS.1	リース
京阪神・北近畿	第3号(5-3)	八田線1、神宮線1、原・神宮線1	ノンステップ スロープ付き	57	9.0	RS.1	リース

【購入車両減価償却額】  
○事業者の減価償却方法(定率法か定額法)

定額法

申請番号	実購入予定額(円)・消費税を控く		普通車同乗額(円) <small>(定額法入札額)×乗車人数</small>	特別償却額(円)	特別償却率(%)	償却後の残額(円)	事業者償却額(円)	支払のうちに少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(千円)	計画額(千円)
	車両価格	消費税									
第1号(5-1)	15,070,500	882,368	16,052,868	0	16,052,867	15,000,000	3,000,000	3,000,000	9	2,250,000	1,125
第2号(5-2)	15,070,500	882,368	16,052,868	0	16,052,867	15,000,000	3,000,000	3,000,000	9	2,250,000	1,125
第3号(5-3)	15,070,500	882,368	16,052,868	0	16,052,867	15,000,000	3,000,000	3,000,000	9	2,250,000	1,125
計			48,158,604		48,158,601	45,000,000	9,000,000	9,000,000		6,750	3,375

【車両購入金融費用】  
○事業者の返済方法(金利付等の元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(千円)	返済期間(月)	借入利率(%)(年利)	返済のうちに少ない方の額(千円)	補助対象経費(千円)	計画額(千円)
					円	0.0
					円	0.0
					円	0.0
計					千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	3,375
計	3,375

【償還率と支払負担割合】

申請番号	償還率		支払負担割合		償還率と支払負担割合	
	償還率	支払負担割合	償還率	支払負担割合	償還率	支払負担割合
1	1,125,000	50.0%	円	円	円	円
2	1,125,000	50.0%	円	円	円	円
3	1,125,000	50.0%	円	円	円	円
合計	3,375,000	50.0%	円	円	円	円

補助プロジェクト名	申請番号	種別補助名称又は区画	種別補助金額(千円)	
			申請年度	前年度
京浜神-北近畿	第4号(31-1)	八田線1、神西線1、原-神西線1	第1号-第3号	H31
京浜神-北近畿	第5号(31-2)	八田線1、神西線1、原-神西線1	第1号-第3号	H31
京浜神-北近畿	第6号(4-1)	八田線1、神西線1、原-神西線1	第1号-第3号	R4
京浜神-北近畿	第7号(4-2)	八田線1、神西線1、原-神西線1	第1号-第3号	R4
京浜神-北近畿	第8号(4-3)	八田線1	第1号	R4

【購入車両運賃補助】  
 ○事業系の運賃補助方法(定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象年度額(円)	残存価額(円)	償却額(円)	特別償却額(円)	償却額(円)	事業者償却額(円)	／とのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価額(円)
第4号(31-1)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000円	945.0千円	0
第5号(31-2)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000円	945.0千円	0
計	30,000,000	3,780,000	3,780,000	0	3,780,000	4,429,152	3,780,000		3,780千円	1,890千円	0

定額法

申請番号	補助対象年度額(円)	残存価額(円)	償却額(円)	特別償却額(円)	償却額(円)	事業者償却額(円)	／とのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価額(円)
第6号(4-1)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0千円	8,750,000
第7号(4-2)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0千円	9,750,000
第8号(4-3)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,141,888	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0千円	9,750,000
計	45,000,000	38,250,000	9,000,000	0	9,000,000	9,562,834	9,000,000		9,000千円	4,500千円	29,250,000





表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京阪京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

申込年度(令和 5 年度)	車両の種類	乗客定員(人)	車両の定価(円)	購入等決定年月	購入等の経路(買入・新造・リース)
補助プロック名	確保維持経路名称又は区間	確保維持経路種別(申請番号)			

【購入車両減価償却費】  
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

減価償却率	0
-------	---

申請番号	車両購入予定額(円)・消費税を除く		普通減価償却額(円) (定率法)or(定額法)	特別償却額(円)	償却総額(円)	事業者償却額(円)	上記のうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	償却額(千円)	*残存価格(円) A-B=C
	車両価格	消費税									
0	イ	ロ	ハ	ニ	ヘ	ホ	ヘ	7	7×9=12(円)⇒0	0	0
0										0	0
計										0	0

【車両購入金賦費用】  
○事業者の償還方法(定率法or定額法)

償還率	0
-----	---

申請番号	金融機関補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	補助対象経費 比2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
	アの範囲内			イ	7	7×1/2=3
計					千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	30千
0	0

【負担率とその負担割合】

申請年度	普通償却		特別償却		償却額とその負担割合		事業者自己負担		その他の費用の負担割合
	償却額	負担割合	償却額	負担割合	償却額	負担割合	償却額	負担割合	
1	0	50.0%	0	0%	0	0%	0	0%	
2	0	50.0%	0	0%	0	0%	0	0%	
合計	0	50.0%	0	0%	0	0%	0	0%	

2年度以降(令和 6年度)

補助プログラム名	申請番号	支援維持費額名称又は区画	環境維持費額補助金	
			申請番号	年度
京阪神・北近畿	第1号(4-1)	八田線1、神西線1、原・神西線1	第1号~第3号	R4
	第2号(4-2)	八田線1、神西線1、原・神西線1	第1号~第3号	R4
	第3号(4-3)	八田線1	第1号	R4
京阪神・北近畿	第4号(5-1)	八田線1、神西線1、原・神西線1	第1号~第3号	R5
	第5号(5-2)	八田線1、神西線1、原・神西線1	第1号~第3号	R5
京阪神・北近畿	第6号(5-3)	八田線1、神西線1、原・神西線1	第1号~第3号	R5

【購入車両減価償却費】  
 ○事業者の定額償却方法(定率法・定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象資産額 (円)	残存価額(円) 新車買付(2年度のみ) 別の額=5	普通償却額(円) 3,000,000 (定率法) 3,000,000	特別償却額(円) 0	償却総額(円) △ナリ=0	事業費償却額(円) 3,210,573	1/2未満の 方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 9,750,000×1/2(月)= (資料毎)7,500,000	計画額(千円) 7,500,000	*残存価額 (円) 7,500,000
第1号(4-1)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	6,750,000
第2号(4-2)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	6,750,000
第3号(4-3)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,141,686	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	6,750,000
第4号(5-1)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	9,750,000
第5号(5-2)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	9,750,000
第6号(5-3)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	9,750,000
計	90,000,000	67,500,000	18,000,000	0	18,000,000	19,194,553	18,000,000		18,000,000	9,000	49,500,000

【車両購入金控費用】  
 ○基本金の還付方法(元利均等の元金均等)

申請番号	全額返済補助対象額(円) *(の額内=3)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	元と5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
					1	7	7 × 1/2 = 3.5	0.0
							0.0	0.0
							0.0	0.0
							0.0	0.0
計							0.0	0.0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
3+7	9,000
18,000	

【所要経費(R6年度別合計)】

18,000,000 円	9,000,000 円
--------------	-------------

車種	車種別償還率		車種別返済率		車種別返済率		車種別返済率	
	償還率	返済率	償還率	返済率	償還率	返済率	償還率	返済率
3	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
4	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
5	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
6	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
7	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
8	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
合計	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%

(1) 総額要領

1. 申請書の提出は、補助申請書第1期ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以後の申請の概要を記載又は添付の上申請すること。  
 (初年度に入らざる限り、申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。)
2. 申請書の提出は、補助申請書第1期ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以後の申請の概要を記載又は添付の上申請すること。
3. 申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。また、申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。
4. 申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。また、申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。
5. 申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。また、申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。
6. 申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。また、申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。
7. 申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。また、申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。
8. 申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。また、申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。
9. 申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。また、申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。
10. リース車両については、申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。また、申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。
11. 申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。また、申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。
12. 申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。また、申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。
13. 申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。また、申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。

(2) 交付要領

1. 申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。また、申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。
2. 申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。また、申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。
3. 申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。また、申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。
4. 申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。また、申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。
5. 申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。また、申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。
6. 申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。また、申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。
7. 申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。また、申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。
8. 申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。また、申請書の提出は、申請書の提出した年度に限り有効とする。

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名	東京都交通株式会社		
期在年(令和)	7	年度	
補助プログラム名	申請番号	採択維持施設名称又は区間	車両の種類
		採択維持施設番号	
		乗車定員(人)	乗入等予定 年月
		車両の長さ(m)	購入等の種別 (増設、更新、リース)

1. 車両取得の概要

【購入車両減価償却】  
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

申請番号	実業購入予定額(円)*消費税を除く			車運搬設備運賃 (円)	特別償却額(円)	償却期間(月)	特別償却額 とのうち少ない 方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 の額(円)	事業者負担額 (円)	社会費 (千円)	*採択価格 (円)	
	車運搬設備 費	別業設備 費	改修費 合計										
0	イ	ロ	ハ	ニ	ヘ					ト	チ	カ	0
0													0
計													0

【車両購入全社費用】  
○事業者の減価償却方法(定率法or元金均等)

申請番号	全社費用補助 対象額(円)	Aの額以内	借入利率(%) 年利	借入期間 (月)	借入利率(%) 年利	Bと25%のうち低 い方の率(%)	補助対象経費 の額(円)	計画額 (千円)	B	Y	Z	計画額 (千円)	*採択価格 (円)
								0.0			2	0.0	
								0.0				0.0	
計								0				0	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ	エ
0	0

【償却済と予定の償却額】

期在年	補助プログラム名	償却済		予定の償却額		償却済と予定の償却額の差		その他償却済 の理由
		償却済	計画額	償却済	計画額	償却済	計画額	
1	東京都-北近畿	0	50.0	0	50.0	0	0	
2	東京都-北近畿	0	50.0	0	50.0	0	0	
合計		0	100.0	0	100.0	0	0	

2年度以後(令和 7年度)

補助プログラム名	申請番号	確保維持費種別名または区間	確保維持費種別補助金	
			申請年度	申請番号
京阪神・北近畿	第1号(4-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第2号(4-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第3号(4-3)	八田線1	第1号	R4
京阪神・北近畿	第4号(5-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第5号(5-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第6号(5-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5

【個人車両減価償却費】  
○事業車の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で定められた割合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象総額 (円)	残存価額(円) 前年度の残存額のみ 引除く	普通償却総額 (円) *(定率法) *(30.5%×4年) *(定額法)×22=4	特別償却額(円) ク	償却限度額(円) 上+ク=ノ	事業者償却額(円) イ	ノのうちの少ない 方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)×ア (標準年度)ク×ア	計画額(千円) マ×1/2=7	*残存価格 (円)	
											7-ア=7	7-ア=7
第1号(4-1)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	3,750,000	
第2号(4-2)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	3,750,000	
第3号(4-3)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,141,686	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	3,750,000	
第4号(5-1)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	6,750,000	
第5号(5-2)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	6,750,000	
第6号(5-3)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	6,750,000	
計	90,000,000	49,500,000	18,000,000	0	18,000,000	19,154,553	18,000,000		18,000 千円	9,000 千円	31,500,000	

【車両購入金融費用】  
○事業年度の返済方法(金利均等/元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの積立内=2	今年度償還回数		補助対象経費	計画額(千円) 7×1/2=7
		(白)	(黒)		
計					千円 0.0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
7+7	ナ+ナ
18,000	9,000

【所要経費(R7年度別合計)】

18,000,000 円	9,000,000 円
--------------	-------------

申請番号	補助プログラム名	償還期間		償還率	償還回数	償還額	償還率	その他の償還方法	
		(白)	(黒)					償還回数	償還額
3		50.0	%	50.0	%	円	%	円	%
4		50.0	%	50.0	%	円	%	円	%
5		50.0	%	50.0	%	円	%	円	%
6		50.0	%	50.0	%	円	%	円	%
7		50.0	%	50.0	%	円	%	円	%
8		50.0	%	50.0	%	円	%	円	%
合計		50.0	%	50.0	%	円	%	円	%

(1) 総経費  
1.申請の経費は、補助申請書類1箇ごと申請額をすべて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の経費を総記又は添付の上申請すること。  
(初年度に入らば運行経費補助金の交付を受けた車両についても同様とする。)

2.「申請番号」の欄には、補助申請書類に記載の申請番号を記載すること。  
3.「車両番号」の欄には、補助申請書類に記載の申請番号(車両番号)と、そのほかの車両、ワンストップ入庫システム(ワンストップ)もしくはワンストップ付車庫の別がわかるように記載すること。  
4.「申請年度」の欄には、申請年度(平成24年度)を記載すること。なお、申請年度は申請した年度を1人限りの専用車両を1台とする(運送運送車両の標準番号第24号、第53号)。

5.「車両の長さ」の欄には、申請車両の長さ(20位以下)を記載すること。  
6.「車両の長さ」の欄には、申請車両の長さ(20位以下)を記載すること。  
7.「車両購入金融費用」は、車両購入費等によるほか、償還期間に係る償還額を記載すること。なお、初年度については申請額を記載することとする。

8.「補助申請額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てることとする。

9. 車両購入費については、申請書類によるほか、車両価格、部品価格、改造費等それぞれ区分した経費明細を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。

10. リース車両についても当該申請書類に添付するが、リース料額の見積書・契約書・貸借対当表及び金銭使用明細書がわかるものを提出すること。  
11.「普通償還期間」の欄は、平成24年4月1日以後に取得された償還期間で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。但し、申請書の決定年度(平成24年4月1日)以前に開始し、かつ、同日以後の期間内に取得される償還期間(償却)に適用される償却率や、平成24年4月31日以前に取得された償還期間に適用される償却率については、0.4(定率法)もしくは0.5(定率法)の償却率を適用することとする。  
12. 普通償還期間(4年)は、補助対象年度(ナ)に償還期間の開始と終了の年を記載すること。償却率(ナ)は、償却率(ナ)に償却率(ナ)を乗じた償却率を記載することとする。  
なお、改造償却率を乗じた償却率を普通償却率とした場合は、次年度において償却を行う必要がなくなる場合は、普通償却率(ナ)は計算式により前年度と同額とする。

※1. 平成19年4月1日～平成24年3月31日までに取得した車両(保証率0.69249 改造償却率:1.000)

※2. 平成24年4月1日以後に取得した車両(保証率0.10900 改造償却率:0.500)

※3. 上記11.に記載した車両の償却率を適用する場合は、それに代わって償却率を適用すること。

13. 自動車用償還率運送の保有、普通償却期間(償却率)は0.333(定率法)もしくは0.4(定率法)の償却率を適用すること。(耐用年数6年の償却率、標準率、改造償却率とする。)

なお、特別の償却率、改造償却率の取扱いについては11.及び12.の規定を準用する。(耐用年数6年の償却率、標準率、改造償却率とする。)

(2) 交付書類  
1.補助対象車両(補助金交付要領第2条で定める期間)に係る旅客自動車運送事業等経営規程第2項の「事業報告書」(補助金交付要領第2条第1項及び第2項に係る経費費用を添付し)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類  
2.補助対象車両(補助金交付要領第2条で定める期間)に係る旅客自動車運送事業等経営規程第17項の「車両報告書」(1)7.10.10(車両報告書)  
3.標準仕様・ワンストップバスを購入した場合は、認定書の写し  
4.標準仕様以外のワンストップバスを購入した場合は、標準仕様以外の車両について補助金を受けようとする場合には、その理由を記載した書類  
5.特別交付北北のために必要な旅客運送又は運送業務の構造及び償却に関する資料を各第43条に基づき添付する必要がある場合は、認定書の写し  
6.自動車用償還率運送の交付  
7.バス車両の主要部分の写し  
8.車両購入費の乗金バス車両用車両の状況(車両数、平均車令)

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 国日本エフエールバス株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 5 年度)	取得時期(国庫補助金)	車両の類別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (国庫、国庫、リース)
補助プログラム名	申請番号	国庫補助金種別				
系図等						

【購入減価償却法】

○事業者の減価償却方法(定額法/定率法)

定額法

申請番号	車両価格		家賃購入予定額(円)*消費税を控く		特別償却額 (円) A×(20%) (A:特別償却額)	普通償却額 (円) B×(20%) (B:普通償却額)	と用資産のうち少 ない方の額(円) A	償却期間(月)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	25%のうち少 ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 3×7+12(8)→8	計額 (千円)	計額 (千円)	*現在価格 (円)
	イ	ロ	合計 (イ+ロ+ハニ)	改進黨													
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0

【車両購入金控費用】

○事業者の返済方法(元金均等/元金均等)

申請番号	金融機関補助対象 額(円)	償還期間 (月)	借入利率(% 年利)	もと25%のうち少 ない方の率(%)	補助対象経費	計額(千円)
	Aの額以内		B	γ	γ	γ×1/2=δ
計						千円

【商業経費】

補助対象経費(千円)	計額(千円)
カ+7	30+δ
0	0

【負担者とその負担割合】

負担者 の 名	負担率 (%)	負担額		負担割合		負担割合	
		千円	%	千円	%	千円	%
国庫	0	0	0	0	0	0	0
事業者	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

補助プログラム名	申請番号	確保維持費種別名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請書 号	
			国庫年度	切年度
京阪神	第1号(30-1)	高道・京北線	第3号	H30
	第2号(30-2)	高道・京北線	第3号	H30
京阪神	第1号(31-1)	高道・京北線	第3号	H31
京阪神	第2号(31-2)	高道・京北線	第3号	H31

【購入車両減価償却費】  
○事業等の減価償却方法(定率法の変額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円) 前年度(2年目のみ) 2) 減価率 初期年度(1) × 0.2 = 4	普通償却限度額 (円) (定率法) 3 × (2) × 0.8 = 4 (定額法) 1 × 0.2 = 4	特別償却額(円)	償却限度額(円) 3 + 9 = 7	事業等償却額 (円)	のうちの少ない 方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 7 × 1.2 (円) = 7 (減価率) 7 × 7	計画額(千円) 7 × 1/2 = 7	※残存価額 (円)
第1号(30-1)	15,000,000	4,929,682	3,000,000	0	3,000,000	2,280,072	2,280,072	7	1,330,042	665.0	3,595,640
第2号(30-2)	15,000,000	6,716,522	3,000,000	0	3,000,000	1,911,572	1,911,572	8	1,274,361	637.1	5,442,141
第1号(31-1)	15,000,000	7,655,387	3,000,000	0	3,000,000	2,203,384	2,203,384	12	2,203,384	1,101.6	5,452,003
第2号(31-2)	15,000,000	7,655,387	3,000,000	0	3,000,000	2,203,384	2,203,384	12	2,203,384	1,101.6	5,452,003
計	60,000,000	29,956,978	12,000,000	0	12,000,000	8,598,412	8,598,412		7,011	3,595	19,945,787

【車両購入金融費用】

○事業等の返済方法(完利均等の元金均等)

定額法

申請番号	金融費用補助対象 額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数 (回)	(注)	借入利率(%) 年利	と2.5%の差 い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
計								

【所要経費】

補助対象経費(千円)	7,011
計画額(千円)	3,595

【船舶等との負担割合】

用途 区分	申請 番号	船主負担		船主負担		船主負担		船主負担		船主負担	
		負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額
船舶											
計											



租年度(令和 5 年度)						
補助プログラム名	申請番号	種別	種別	種別	種別	種別
京阪神						

**【購入車両減価償却費】**  
 ○事業者の減価償却方法(定額法or定額法)

**定額法**

申請番号	実質購入予定費(円)*消費税率を控く 合計 1+0+0+0=1		車両価格 0	改造費 0	車両の減少率 1/10=10%	償却期間 10年	償却率 10%	償却総額(円) 100	特別償却額(円) 0	償却後の残存価値 0	償却後の減少率 10%	償却後の残存価値(円) 0	償却後の減少率 10%	償却後の残存価値(円) 0
	車両価格	改造費												
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

**【車両購入金利息費用】**  
 ○事業者の償却方法(圧料均等or元金均等)

**定額法**

申請番号	金融機関補助対象額(円) 0	償却期間 (月) 36	借入利率(%) 年利 1%	補助対象総額 0	合計額(千円) 0
計	0	36	1%	0	0

**【貸借対当表】**

種別	負債				負債率			
	負債額	負債率	負債総額	負債率	負債額	負債率	負債総額	負債率
計	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%

**【償却費】**

補助対象総額(千円) 0	償却期間 (月) 36	合計額(千円) 0
0	36	0

補助プログラム名	申請番号	環境維持費国庫補助金申請番号	
		当年度	前年度
京阪神	第1号(31-1)	高槻・京北線	H31
京阪神	第2号(31-2)	高槻・京北線	H31

【貸入資産減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法
-----

申請番号	補助対象資産額(円)	減価償却額(円)	減価率(%)	特別償却額(円)	普通償却額(円)	減価率(%)	特別償却率(%)	普通償却率(%)	減価率(%)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	償却額(千円)	残存価額(円)
第1号(31-1)	15,000,000	5,452,003	36.35%	0	3,000,000	20.00%	0%	20.00%	56.35%	8	1,465,922	734.4	3,983,081
第2号(31-2)	15,000,000	5,452,003	36.35%	0	3,000,000	20.00%	0%	20.00%	56.35%	8	1,465,922	734.4	3,983,081
計	30,000,000	10,904,006		0	6,000,000						2,937	1,468	7,966,162

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元金均等or元金均等)

元金均等
------

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年返済額(円)		借入利率(%)	元金均等のうち低い方の率(%)	補助対象経費(千円)
			(目)	(至)			
計					1	7	7

【所要経費】

補助対象経費(千円)	7,967
計	1,468

【負担金とその負担割合】

種別	負担割合	負担割合		負担割合		負担割合		負担割合	
		負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合
補助対象経費	7	7	7	7	7	7	7	7	7
計	7	7	7	7	7	7	7	7	7

初年度(令和 7 年度)

補助プログラム名	申請番号	確保維持経路名称又は区間	実施年度	事業の種別	事業年度(人)	事業の長さ(m)	購入者決定年月	購入者の種別(国産、国産、外国)
京阪神								

【購入車両減価償却費】  
○事業費の減価償却方法(定率法or定額法)

**定額法**

申請番号	車両価格 イ	実質購入予定費(円) * 消費税を控く		普通償却額(円) (円) 20.5% 20.5% 20.5%	特別償却額(円) 特別償却率	事業者償却額 (円)	えののうち少ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 (円)	計画額 (千円)	*残存価格 (円)
		削減品価格	改造費								
		0	0	0	0	0	0	7	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0

【車両購入金額費用】  
○事業費の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	補助対象経費 (円)	計画額(千円)
				1.25%のうち低い方の率(%)	0	0
計					0	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
0	0

【真摯さとその真摯報告】

種別	計画額		実績額		計画率		実績率	
	計画額	実績額	計画額	実績額	計画率	実績率	計画率	実績率
総計	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

補助ブロック名	申請番号	確保種特異種補助金申請書
東阪特		国庫庫号
		期注号

【購入並同減価償却費】  
 ○事業初の減価償却方法(定率法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

**定額法**

申請番号	補助対象資産額 (円) 初年度のみ 減価償却率=7%	減価償却額 (円) ※(550000-400000)×7%	普通償却資産額 (円) ※(550000-400000)×7%	特別償却額 (円)	償却限度額 (円) 1.47=7	残高償却額 (円)	事業年度 のうちに少ない方の額 (円)	償却期間(月) 4	補助対象経費 7×1+1.2(円)×7 (標準年度)7×7	計画額(千円) 7×1/2=7	*残存資産 (円) 7-7=7
計	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0

【車両購入会費費用】  
 ○事業初の返済方法(元利均等の元金均等)

申請番号	全融資用補助対象 額(円) 7の額以内=7	償還期間 (月)	今年返済回数		借入利率(%) 年利 1	元と5%の25倍 の額(%) 7	補助対象経費 7	計画額(千円) 7×1/2=7
			(回)	(回)				
計								

【所業経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
7+7	7+7
0	0

【負担率と上の負担割合】

補助 費 の 種 別	負担率		負担率と上の負担割合		その他の負担割合	
	負担率	負担率	負担率	負担率	負担率	負担率
	円	%	円	%	円	%
0	0%	0円	0%	0円	0%	0%
0	0%	0円	0%	0円	0%	0%
0	0%	0円	0%	0円	0%	0%
合計	0%	0円	0%	0円	0%	0%

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 5 年度)	申請番号	申請種別	車両の種類	乗車定員(人)	乗車の長さ(m)	購入予定年	購入年の種別 (現金、リース、リース)
補助ブロック名		確保維持路線名称又は区間					
		種別番号					

【購入車両減価償却費】  
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	車両購入予定額(円)×消費税率		車両購入予定額(円) から減価償却費を控 除した額(円)	車両購入予定額(円) から減価償却費を控 除した額(円)	普通償却額(円) (定率法) A×(100-0.2)=A (定額法)×0.2=A	特別償却額(円)	償却限度額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 の範囲(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 (円)	償却率 (%)
	車両価格	改造費										
イ	ロ	ハ	ニ+ロ+ハ=ニ	ヘ								
計												

\* 償却率  
(円) Aから

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等返済

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%)	返済額のうち低 利率の率(%)	補助対象経費 の範囲(円)	償還期間 (月)	借入利率(%)	返済額のうち低 利率の率(%)	補助対象経費 の範囲(円)	償還期間 (月)	借入利率(%)	返済額のうち低 利率の率(%)	補助対象経費 の範囲(円)
計													

【所収経費】

補助対象経費(千円)	計額(千円)
イナブ	3000
0	0

【負担金とその他の負担金】

補助ブロック名	負担金		負担金		負担金		負担金		負担金		負担金		負担金	
	負担率	負担額	負担率	負担額	負担率	負担額	負担率	負担額	負担率	負担額	負担率	負担額	負担率	負担額
会社														

2年目以降(令和 5 年度)

補助ブロック名	環境維持費(雑費)申請書	
	申請番号	環境維持費(雑費)申請書
北近畿	第1号(1-1)	福知山線1(市民病院前～緑部駅間) 北近畿第3号

【購入基準減価償却費】  
 ○事業者の減価償却法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

**定率法**

申請番号	補助対象資産額 (円)	残存額(円) 期年度(5月末日のみ) の額=ア	普通償却額(円) [定率法] ア×0.04(0.04) [定額法]ア×0.02(0.02)	特別償却額(円)	償却限度額(円) △+ケ=イ	事業者償却額 (円) オ	ノのうち少ない 方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ×12(月)×ア (標準償却)ク×ヤ	計画額(千円) ア×1/2=カ	*残存価格 (円) ク×ア=コ
第1号(1-1)	15,000,000	1,620,000	1,620,000	0	1,620,000	1,944,000	1,620,000	12	1,620,000 円	810.0	0
計		0	1,620,000	0	1,620,000	0	0		0 円	0.0	0
計			1,620,000		1,620,000				1,620 千円	810	0

【車両購入金融費用】  
 ○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(千円) アの額以内=コ	償還期間(月)	今年返済回数		借入利率(% 年利) エ	エと2.5%のうち低い方の率(%) ヤ	補助対象経費 計画額(千円) 7×1/2=チ
			(白)	(黒)			
計							

【負担者とその負担割合】

補助対象経費(千円)	計画額(千円) ケ+チ	負担者とその負担割合			
		事業者自己負担	その他	負担割合	負担割合
マ+7		負担額	負担割合	負担割合	負担割合
1,620	810	810,000 円	50 %	0 円	0 %
合計	810,000 円	810,000 円	50 %	0 円	0 %

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 昭和交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 6 年度)	申請番号	確保維持費額名称又は区分	積立積立資産番号	車両の種類	乗車定員(人)	乗車長さ(m)	購入予定年月	購入等の種別 (買収、新製、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

減価償却率(%)

申請番号	実費購入予定額(円) * 減価償却率		減価償却期間(月)	減価償却開始年月	減価償却終了年月	減価償却累計額(円)	未償却減価償却額(円)	未償却減価償却額のうち 少ない方の額(円)	特別償却額(円)	特別償却率(%)	特別償却額(円)	事業年度償却額(円)	償却期間(月)	償却対象経費 7×9÷12(月)=6	国庫補助金 内定申請額 (千円) 9×1/2=3	*現在価格 (円)
	車高価格	附属品価格														
イ	ロ	ハ														
計																

【車両購入多額費用】

○事業者の返済方法(元金均等or元金均等)

返済利率(%)

申請番号	全額費用補助対象額(円)	への額以内	返済利率(%) 年利	借入利率(%) 年利	償却期間(月)	補助対象経費	国庫補助金内定 申請額(千円) 7×1/2=3
計							

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金 内定申請額(千円) 3+3
カナフ	0
計	0

【負担率と自己負担割合】

項目	国庫補助金		事業者自己負担		その他の費用	
	千円	%	千円	%	千円	%
計						

2年目以降(令和 6 年度)

補助プログラム名	確保維持費国庫補助金申請書
申請番号	確保維持費国庫補助金申請書 第1年度
申請年度	第1年度
補助期間	

【購入車両減価償却費】  
○事業者の減価償却方法(定率法か定額法)※法令で定められた割合を除き、年度間での変更不可

申請年度	2024
------	------

申請番号	補助対象年度額 (円)	積立額(円) 前年度(は前月のみ) の積立額	普通償却額 (円) (定率法) 3×25%×0.6=4.5 (定額法)7×0.2=1.4	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	7才のうち少ない 方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 2×7×12(月)×7 (償却率)7=7	国庫補助金 内定申請額(千円)
					4.5+7=11.5	7	7	7		7×12=7
計										

* 積立価格 (円)	7-7=0
---------------	-------

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等の元金均等)

申請年度	2024
------	------

申請番号	金融費用補助対象額(円) 千の額以内=0	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	元と25%のうち 少ない方の率(%)	補助対象経費 千円	国庫補助金 内定申請額(千円)
			7		7	7×12=7
計						

【所要経費】

補助対象経費(千円)	7-7=0
国庫補助金 内定申請額(千円)	7-7=0

【負担者とその負担割合】

種別 プログラム 名称	国庫補助金		事業者自己負担		その他の負担者		「その他の負担者」 負担割合	
	負担額	負担率	負担額	負担率	負担額	負担率	負担額	負担率
国庫補助金	7	100%	0	0%	0	0%	0	0%
事業者自己負担	0	0%	7	100%	0	0%	0	0%
合計	7	100%	7	100%	0	0%	0	0%



表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 辰野交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 7 年度)	申請番号	申請書名	確保維持給付名称又は区間	確保維持給付申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

申請番号	車両価格 イ	消費税 ロ	実質購入予定額(円) = 消費税を控く 合計		普通償却限度額 (円) A × 1/2 = B (定額法の場合)	普通償却期間 (月)	償却期間 (月)	償却期間 よりも少ない 方の額(円)	事業者償却額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	国庫補助金 内定申請額 (千円) C × 1/2 = D
			改良費 ハ	イ + ロ + ハ = ニ								
計												

*残存価格 (円)	△-△-△
--------------	-------

【車両購入金額費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	全額費用補助対象額(円)	借入利率(% 年利)	借入期間 (月)	補助対象経費 (千円)	国庫補助金内定 申請額(千円)
計					

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金 内定申請額(千円)
カ+フ	三十二
0	0
合計	

【負担率とその負担割合】

申請 番号 カ	事業者負担		国の負担		負担率	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担率	負担割合
合計						

2年目以降(令和 7 年度)

補助プロジェクト名	申請番号	保証維持継続名称又は区間 保証維持継続申請書申請番号 区間	初年度

【購入事業減価償却費】

○事業等の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

--

申請番号	補助対象資産額 (円)	残存価額(円) 前年度引当額のみ 引当額=0	償却限度額 (円) ※(定率法) 3×(3000000-△) △:償却引当額	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業新償却額 (円)	ノボりのうち少ない 方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 △×(1+12(月)×α) (償却率α)×△	国際補助金 内定申請額(千円)	※残存価格 (円)
					△×α=1		△	△		△×1/2=△	
計											

【事業購入金融費用】

○事業等の返済方法(元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) その額以内=△	償還期間 (月)	借入利率(% 年利)	今年償還回数 (回)	返済額のうち返済の率(%)		補助対象経費 7	国際補助金 内定申請額(千円) 7×1/2=△
					△×5%	返済の率(%)		
			△	△				
計								

【事業経費】

【負債等との負担割合】

補助対象経費(千円)	国際補助金 内定申請額(千円)
△×7	△×△
0	0

申請 種別 番号	事業計画		その他		事業計画外		その他		事業計画外		その他	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
合計	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%

(1) 記載要領  
1. 申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を記載又は添付の上申請すること。(初年度にのみ運行内車庫補助金の交付を受けた車両について同様とする。)

2. 「環境維持費補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の車種・車号の記載を必要とする。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を記載すること。

3. 「車両の種別」の欄は、バス・トラック・乗用車・軽自動車(軽乗用車)又はそれ以外の車両(軽乗用車)・ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)・ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(別仕様)の別がわかるように記載すること。

4. 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。

5. 「車両の長さ」の欄は、小數点第1位(第2位以下四捨五入)まで記載すること。

6. 「車両購入金融費用」の欄は、乗借利率は、乗借利率で算出した額を記入すること。(補助上限:年2.5%)

7. 「車両購入金融費用」の欄は、乗借利率は、乗借利率で算出した額を記入すること。(補助上限:年2.5%)

8. 「補助申請額」の欄は、車両ごとに合計額(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の平均未済の返還額は切り捨てること。

9. 「乗車購入予定額」の欄は、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費等によるほか、車両価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。

10. 「リース車両」の欄は、平成24年4月1日以前に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業用車両については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。但し、申請者の決算事業年度が、平成24年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後の期間内に取得される減価償却資産に適用される償却率や、平成24年3月31日以前に取得された減価償却資産に適用される償却率については、0.4若しくは0.5のどちらかを選択により償却できるものとする。

11. 「普通償却限度額(△額)」の欄は、補助対象限度額(△額)に償却率を乗じた償却額と、平成24年3月31日以前に取得された減価償却資産に適用される償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(△額)とする。

12. 「普通償却限度額(△額)」の欄は、補助対象限度額(△額)に償却率を乗じた償却額と、平成24年3月31日以前に取得された減価償却資産に適用される償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(△額)とする。

13. 「改定償却率」の欄は、平成24年4月1日以後に取得した車両(保証率0.09249 改定償却率:1.000) 又は、平成24年4月1日以後に取得した車両(保証率0.10900 改定償却率:0.900) である場合は、それに準じた保証率等を使用すること。

14. 「改定償却率」の欄は、平成24年4月1日以後に取得した車両(保証率0.10900 改定償却率:0.900) である場合は、それに準じた保証率等を使用すること。

15. 「改定償却率」の欄は、平成24年4月1日以後に取得した車両(保証率0.10900 改定償却率:0.900) である場合は、それに準じた保証率等を使用すること。

16. 「改定償却率」の欄は、平成24年4月1日以後に取得した車両(保証率0.10900 改定償却率:0.900) である場合は、それに準じた保証率等を使用すること。

17. 「改定償却率」の欄は、平成24年4月1日以後に取得した車両(保証率0.10900 改定償却率:0.900) である場合は、それに準じた保証率等を使用すること。

18. 「改定償却率」の欄は、平成24年4月1日以後に取得した車両(保証率0.10900 改定償却率:0.900) である場合は、それに準じた保証率等を使用すること。

19. 「改定償却率」の欄は、平成24年4月1日以後に取得した車両(保証率0.10900 改定償却率:0.900) である場合は、それに準じた保証率等を使用すること。

20. 「改定償却率」の欄は、平成24年4月1日以後に取得した車両(保証率0.10900 改定償却率:0.900) である場合は、それに準じた保証率等を使用すること。

21. 「改定償却率」の欄は、平成24年4月1日以後に取得した車両(保証率0.10900 改定償却率:0.900) である場合は、それに準じた保証率等を使用すること。

22. 「改定償却率」の欄は、平成24年4月1日以後に取得した車両(保証率0.10900 改定償却率:0.900) である場合は、それに準じた保証率等を使用すること。

23. 「改定償却率」の欄は、平成24年4月1日以後に取得した車両(保証率0.10900 改定償却率:0.900) である場合は、それに準じた保証率等を使用すること。

24. 「改定償却率」の欄は、平成24年4月1日以後に取得した車両(保証率0.10900 改定償却率:0.900) である場合は、それに準じた保証率等を使用すること。

25. 「改定償却率」の欄は、平成24年4月1日以後に取得した車両(保証率0.10900 改定償却率:0.900) である場合は、それに準じた保証率等を使用すること。

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 伊東海陸交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 5 年度)	申請番号	車両番号	車両の種別	起算年月	車両の長さ(m)	購入等の種別
補助プロック名	申請番号	車両番号	車両の種別	起算年月	車両の長さ(m)	購入等の種別
北近畿	第1号(5-1)	伊豆線	バス用車両	5	8.9	現金
北近畿	第2号(5-2)	高人線	バス用車両	5	11.1	現金

【購入車両減価償却額】  
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	車両購入予定額(円)・減価償却額		車両の種別	起算年月	車両の長さ(m)	購入等の種別	特別償却額(円)	特別償却率(%)	普通償却額(円)	普通償却率(%)	償却期間(月)	償却対象経費	計価額(千円)
	車両価格	附属品価格・改造費											
第1号(5-1)	16,188,230	1,804,620	バス用車両	5	8.9	現金	6,000,000	37.1%	10,188,230	62.9%	7	3,500,000	1,750.0
第2号(5-2)	18,404,950	1,804,620	バス用車両	5	11.1	現金	6,000,000	32.6%	12,404,950	67.4%	7	3,500,000	1,750.0
計	34,593,180	3,609,240					12,000,000		22,593,180			7,000,000	3,500

【車両購入全額償却】  
○事業者の償却方法(元利均等or元金均等)

申請番号	全額償却補助対象額(円)	償却期間(月)	借入利率(%)	借入利率(%)	償却対象経費	計価額(千円)
	△の額以内		2.5%	5	7	7,000
計						

【所収経費】

補助対象経費(千円)	計価額(千円)
7,000	3,500

【償却率とその償却割合】

償却率	償却率		償却割合		償却率とその償却割合	
	償却率	償却割合	償却率	償却割合	償却率	償却割合
1	37.1%	62.9%	32.6%	67.4%	37.1%	62.9%
2	32.6%	67.4%	32.6%	67.4%	32.6%	67.4%
合計	37.1%	62.9%	32.6%	67.4%	37.1%	62.9%

2年目以降(令和 5 年度)

補助プログラム名	申請番号	確保維持費名称又は区間	確保維持費型奨励金申請番号	
			奨励年度	期数
北近畿	第3号(4-1)	導入線	第2号	4
北近畿	第4号(4-2)	海岸線	第6号	4
北近畿	第5号(2-1)	個人遊覧線	第7号	2
北近畿	第6号(2-2)	伊根線	第1号	2
北近畿	第7号(31-1)	久美浜線	第8号	31
北近畿	第8号(31-2)	導入線	第2号	31

【購入車両減価償却費】  
 ○事業者の減価償却方法(定率法の定額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度のみ 第1年度(2年度のみ) の額×t	残存価額(円) 第t年度(2年度のみ) の額×t	普通償却限度額 (円) 2年目 第1年度(2年度のみ) の額×t	特別償却額(円) ?	償却限度額(円) L×t	事業者償却額 (円) ?	7と8のうち少ない 方の額(円) ?	償却期間(月) ?	補助対象経費 7×t+1.2(8)-7 (課税年度)7×t	計画概(千円) 7×1/2×t	*残存価格 (円) 7×t
第3号(4-1)	15,000,000	11,500,000	4,500,000		4,500,000	5,162,380	4,500,000	12	4,500,000	2,300.0	6,800,000
第4号(4-2)	15,000,000	11,500,000	4,500,000		4,500,000	5,162,380	4,500,000	12	4,500,000	2,300.0	6,800,000
第5号(2-1)	15,000,000	3,240,000	1,620,000		1,620,000	1,687,008	1,620,000	12	1,620,000	810.0	1,620,000
第6号(2-2)	15,000,000	3,240,000	1,620,000		1,620,000	1,687,008	1,620,000	12	1,620,000	810.0	1,620,000
第7号(31-1)	15,000,000	1,620,000	1,620,000		1,620,000	2,323,215	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
第8号(31-2)	15,000,000	1,620,000	1,620,000		1,620,000	2,323,215	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
計	90,000,000	32,720,000	15,680,000		15,680,000	18,345,205	15,680,000		15,550	7,840	17,040,000

【車両購入金総額用】  
○ 車庫の築造方法(床料均等の金均等)

申請番号	全築費申請補助対象額(円) の額は円=コ	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	このうち5%のうちの 残りの率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
		(甲)	(乙)				
				エ	子	7	7×1/2=4
計							千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
7+7	7+4
15,660	7,840

【貸付金とその償還割合】

貸付 番号	貸付 金額	償還割合		その年の金		貸付利率	償還回数	償還額	償還率	償還済額	償還済率	残高	償還済率
		貸付割合	償還割合	償還割合	償還額								
3	2,200,000	50%	50%	円	円	%	%	円	%	円	%	円	%
4	2,200,000	50%	50%	円	円	%	%	円	%	円	%	円	%
5	810,000	50%	50%	円	円	%	%	円	%	円	%	円	%
6	810,000	50%	50%	円	円	%	%	円	%	円	%	円	%
7	810,000	50%	50%	円	円	%	%	円	%	円	%	円	%
8	810,000	50%	50%	円	円	%	%	円	%	円	%	円	%
合計	7,840,000	50%	50%	円	円	%	%	円	%	円	%	円	%

- (1) 記載事項
- 申請の概要は、申請者、申請車両1個ごとに申請番号をかき記すこと。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
  - 貸付申請書に添付金申請番号の欄には、補助申請車両の取得予定の運行系統に係る道路維持費補助金の申請番号を記載すること。
  - 1年度(貸付)の額は、リースリース型リースもしくはリース型リース(リース型リース以外の車両)、リース型リース型リースもしくはリース型リース型リース(道路運送車両の保安基準第24条、第63条)。
  - 2年度(償還)の額は、償還率(償還率を含む)に立派数を加えた額を記載すること。なお、立派は距離を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第63条)。
  - 3年度(償還)の額は、小敷点(1台)の償還率(若しくは以下同様)で記載すること。
  - 4年度(償還)の額は、償還率(償還率を含む)の償還率(若しくは以下同様)で記載すること。(補助上限:年2.5%)
  - 5年度(償還)の額は、償還率(償還率を含む)の償還率(若しくは以下同様)で記載すること。なお、初年度については見積書の提出で足りることとする。
  - 6年度(償還)の額は、償還率(償還率を含む)の償還率(若しくは以下同様)で記載すること。なお、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
  - 7年度(償還)の額は、償還率(償還率を含む)の償還率(若しくは以下同様)で記載すること。なお、2年目以降の車両については、貸付利率等により償還することとする。
  - 8年度(償還)の額は、償還率(償還率を含む)の償還率(若しくは以下同様)で記載すること。なお、2年目以降の車両については、貸付利率等により償還することとする。
  - 9年度(償還)の額は、償還率(償還率を含む)の償還率(若しくは以下同様)で記載すること。なお、2年目以降の車両については、貸付利率等により償還することとする。
  - 10年度(償還)の額は、償還率(償還率を含む)の償還率(若しくは以下同様)で記載すること。なお、2年目以降の車両については、貸付利率等により償還することとする。
  - 11年度(償還)の額は、償還率(償還率を含む)の償還率(若しくは以下同様)で記載すること。なお、2年目以降の車両については、貸付利率等により償還することとする。
  - 12年度(償還)の額は、償還率(償還率を含む)の償還率(若しくは以下同様)で記載すること。なお、2年目以降の車両については、貸付利率等により償還することとする。
- ※ 平成24年4月1日以後に取得した車両(保証率0.10600 改定償還率:0.500)

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 株式会社交通建設株式会社

1. 車両取得の概要

補助プログラム名	申請番号	取得維持費名称又は区間	車両の種類		車両の長さ(m)	購入予定年 毎月	購入者の種別 (現金、リース、リース)
			バスステップ	スロープ付			
北近畿	第1号(6-1)	海津線	バスステップ	スロープ付	8.9	6	現金
北近畿	第2号(6-2)	間人御環線	バスステップ	スロープ付	8.9	6	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	車両価格		改良費	合計	車両購入予定額(円)*消費増税を除く から償却額を算出した後 (-)円=本	もと償却額のうち 少ない方の額 (円)	普通償却額(円) A*(0.5660)+ (償却額A)*0.21	特別償却額(円)	償却限度額(円)	償却期間(月)	償却期間 (月)	補助対象経費 F*(F+1)2 (円) →B	計算額 (千円) B*1/2=3	残存価格 (円) A-B*3
	イ	ロ												
第1号(6-1)	16,188,230	1,804,620	0	17,992,850	17,992,849	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	7	7	3,500,000	1,750.0	11,500,000
第2号(6-2)	16,188,230	1,804,620	0	17,992,850	17,992,849	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	7	7	3,500,000	1,750.0	11,500,000
計	32,376,460	3,609,240	0	35,985,700	35,985,698	30,000,000	12,000,000	0	12,000,000			7,000,000	3,500	23,000,000

【車両購入金額費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(千円) Aの額以内	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	借入利率(%) 年利	補助対象経費 の率(%)	補助対象経費 の率(%)	計額額(千円) 7*1/2=4
			レ	レ	7	7	7*1/2=4
計							千円

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+7	計額額(千円) ヨ+4
7,000	3,500

【負担率上の負担割合】

申請番号	普通償却		特別償却		合計		事業者負担割合		事業者負担割合	
	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合
1	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
2	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
合計	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%

2年目以降(令和 6 年度)

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持車両運賃補助金申請番号	
			当該年度	前年度
北近畿	第3号(5-1)	伊根線	第1号	5
北近畿	第4号(5-2)	間人循環線	第7号	5
北近畿	第5号(4-1)	福入線	第2号	4
北近畿	第6号(4-2)	海津線	第8号	4
北近畿	第7号(2-1)	間人循環線	第7号	2
北近畿	第8号(2-2)	伊根線	第1号	2

【購入車両減価償却費】  
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で定められた割合を抜き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象額 (円)	残存価額(円) 申請年度(2年目のみ) の算入	普通償却額 (円) (定率法) 3*(1500000-4) (定額法)3*62=4	特別償却額(円)	償却額(円) 1+9=1	事業承擔額 (円)	不足の少ない 方の額(円)	償却期間(月)	補助対象額 9*1+12(01)→7 (標準年度)7→7	計画額(千円) 7*1/2=7	*残存価格 (円) 7→7
第3号(5-1)	15,000,000	11,500,000	4,500,000		4,500,000	5,517,908	4,500,000	12	4,500,000	2,300.0	6,900,000
第4号(5-2)	15,000,000	11,500,000	4,500,000		4,500,000	6,197,692	4,500,000	12	4,500,000	2,300.0	6,900,000
第5号(4-1)	15,000,000	6,900,000	2,750,000		2,750,000	3,097,423	2,750,000	12	2,750,000	1,380.0	4,140,000
第6号(4-2)	15,000,000	6,900,000	2,750,000		2,750,000	3,097,423	2,750,000	12	2,750,000	1,380.0	4,140,000
第7号(2-1)	15,000,000	1,620,000	1,620,000		1,620,000	1,697,069	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
第8号(2-2)	15,000,000	1,620,000	1,620,000		1,620,000	1,697,069	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
計	90,000,000	40,040,000	17,950,000		17,950,000	21,284,284	17,950,000		17,950	8,950	22,080,000





表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 内務省は交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 7 年度)	補助プログラム名	申請番号	積立維持費控除名称又は区間	申請期間	申請の総額 (円)	車両の総別 (円)	積立期間(月)	購入額予定 (円)	購入者の別 (個人、法人、リース)
	北近畿	第1号(7-1)	購入額	標準	標準	標準	56	5	現金
	北近畿	第2号(7-2)	標準額	標準	標準	標準	56	5	現金

【購入車両価額償却費】

○事業者の償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実質購入予定額(円)×償却率を控く		合計	償却期間(月)	償却額(円)	償却開始年度(円)	償却終了年度(円)	償却期間(月)	償却対象総額(円)	償却対象総額(円)	償却対象総額(円)	償却対象総額(円)
	車両価格	改良費										
第1号(7-1)	16,188,230	1,804,820	17,992,850	7	12,795,995	2023	2029	7	12,795,995	12,795,995	12,795,995	12,795,995
第2号(7-2)	16,188,230	1,804,820	17,992,850	7	12,795,995	2023	2029	7	12,795,995	12,795,995	12,795,995	12,795,995
計	32,376,460	3,609,640	35,985,700									

【車両購入金控除費用】

○事業者の償却方法(定率法or定額法)

申請番号	金融機関補助対象額(円)	償却期間(月)	償却率(%)	償却対象総額(円)	償却期間(月)	償却額(円)	償却開始年度(円)	償却終了年度(円)	償却期間(月)	償却対象総額(円)	償却対象総額(円)	償却対象総額(円)
			2.5%									
計												

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+フ	3,500
計	3,500

【負担者ごとの負担割合】

項目	負担割合	負担者ごとの負担割合		事業自己負担		その他(国の補助)
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	
1	30%	1,050,000	30%	2,450,000	70%	
2	50%	1,750,000	50%	1,750,000	50%	
合計		2,800,000		4,200,000		

2年目以降(令和 7 年度)

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線国庫補助金申請番号	
			第1年度	第2年度
北近畿	第3号(6-1)	伊根線	第1号	5
北近畿	第4号(6-2)	間人間線線	第7号	5
北近畿	第5号(5-1)	伊根線	第1号	5
北近畿	第6号(5-2)	間人間線線	第2号	5
北近畿	第7号(4-1)	瑞入線	第2号	4
北近畿	第8号(4-2)	海岸線	第6号	4

【購入車両運賃補助費】  
 ○車掌の運賃補助方法(定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象年度額 (円) 前年度7(2年目のみ)の額× 前年度7(2年目のみ)の額	現存価格(円) 前年度7(2年目のみ)の額× 前年度7(2年目のみ)の額	普通補助年度額 (円) 前年度7(2年目のみ)の額× 前年度7(2年目のみ)の額	特別補助額(円)	特別補助率(%)	償却年度額(円) 普通補助年度額× 特別補助率	事業年度額 (円)	のうちの少ない 方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 前年度7(2年目のみ)の額× (償却率)× 償却期間	計画額(千円) 前年度7(2年目のみ)の額× 償却期間	*現存価格 (円) 前年度7(2年目のみ)の額× 償却率
第3号(6-1)	11,500,000	11,500,000	4,600,000			4,600,000	5,917,908	4,600,000	12	4,600,000	2,300.0	6,900,000
第4号(6-2)	11,500,000	11,500,000	4,600,000			4,600,000	5,917,908	4,600,000	12	4,600,000	2,300.0	6,900,000
第5号(5-1)	6,900,000	6,900,000	2,760,000			2,760,000	3,310,684	2,760,000	12	2,760,000	1,380.0	4,140,000
第6号(5-2)	6,900,000	6,900,000	2,760,000			2,760,000	3,310,684	2,760,000	12	2,760,000	1,380.0	4,140,000
第7号(4-1)	15,000,000	15,000,000	1,656,000			1,656,000	1,859,457	1,656,000	12	1,656,000	828.0	2,484,000
第8号(4-2)	15,000,000	15,000,000	1,656,000			1,656,000	1,859,457	1,656,000	12	1,656,000	828.0	2,484,000
計	90,000,000	90,000,000	18,032,000			18,032,000	21,781,774	18,032,000		18,032,000	9,016	27,046,000

【車両購入金給費用】  
 ○ 請求書の送付方法(宗科特許等の送付先)

申請番号	全給費用補助対象額(円) その額が20%	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(% 年利)	元金2.5%のうち低 い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(目)	(定)				
計								

【償還率その他の償還割合】

償還率 の 種 別	償還率		償還率		償還率		償還率	
	負割合	負割合	負割合	負割合	負割合	負割合	負割合	負割合
3	2,300,000	円	33	%	円	%	円	%
4	2,300,000	円	33	%	円	%	円	%
5	1,300,000	円	33	%	円	%	円	%
6	1,300,000	円	33	%	円	%	円	%
7	310,000	円	33	%	円	%	円	%
8	310,000	円	33	%	円	%	円	%
合計	3,910,000	円	33	%	円	%	円	%

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
7+7	7+7
18,032	9,016

- (1) 記載事項
- 申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号を入れて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を記載又は添付の上申請すること。
  - 貸付条件貸付金国庫補助全申請番号の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る種別番号を記載すること。
  - 車両の種別(1)の欄には、ノンステップ型(ロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型(ロープもしくはリフト付き車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。))、(2)の欄には、座席数(座席数を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの占有面積0.14平方メートルで除いた値とする(運送連絡車両の保安基準第24条、第53条)。
  - 車両の長さ(1)の欄には、小径車第1号(第2号以下切捨て)まで記載すること。
  - 【車両購入金給費用】の「補助対象経費」の借入利率は、借入利率で算出した額を社上すること。(補助上限:年2.5%)
  - 【車両購入金給費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還率を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
  - 【償還率】の欄は、車両ごとに100率位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の平均償還率の欄は切り捨てること。
  - 【借入利率】の欄は、申請書等によるほか、車両価格、附属品価格、改選費それぞれ区分した経費額を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
  - 【普通償還率】の欄は、平成24年4月1日以前に取得された車両(普通償還率)については、0.4(定率法)の償還率を適用すること。
  - 【普通償還率】の欄は、平成24年4月1日以降に取得された車両(普通償還率)については、0.4(定率法)の償還率を適用すること。
  - 【普通償還率】の欄は、補助対象車両(1)の欄に記載した償還率を乗じた償還率(5欄)に記載した償還率を乗じた償還率(6欄)とする。なお、改定償還率を乗じた償還率(5欄)は、改定償還率(5欄)に記載した償還率(5欄)は計算式に「改定償還率」を乗じた償還率(6欄)とする。
- ※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:償還率:0.500 改定償還率:0.500

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和3年度)

路線 番号	運行 系統	種別	線長 (km)	運行区 間(km)	乗車人員 (人)	乗客 (人)	乗車人員 (人)	乗客 (人)	乗車人員 (人)	乗客 (人)	乗車人員		乗客		平均乗車密度 算定係数	乗車人員 (人)	乗客 (人)	乗車人員 (人)	乗客 (人)	
											乗車人員 (人)	乗客 (人)	乗車人員 (人)	乗客 (人)						
第1号	和歌山線	普通線	16.1	12.6	57,770	4,3	248,411	14,714,364	148,129.0	1,427,953	3,375,839	19,518,186	72,712,092	54,484 × (1-10/110) × 365日	58.89	1.6	20.1	有	有	有
合計			16.1	16.1	57,770	248,411	14,714,364	148,129.0	1,427,953	3,375,839	19,518,186	72,712,092								

[記号説明]

1. この資料は、運輸対策部(補助金交付業務課)で定める範囲の路線について、運輸対策課の担当職員による調査結果に基づき作成されたものである。
2. 乗車人員は、当該区間の各駅(乗降口)毎に調査された乗車人員の合計である。
3. 乗客及び乗車人員は、当該区間の各駅(乗降口)毎に調査された乗客及び乗車人員の合計である。
4. 運行区間とは、当該路線(路線)における各駅間の区間を指し、区間ごとに算出することとする。
5. 1人平均乗車時間は、運行区間ごとに算出することとする。
6. 乗車人員は、乗車人員1人平均乗車時間により算出することとする。
7. 乗客は、乗客1人平均乗車時間により算出することとする。
8. 乗車人員は、乗客乗車人員の乗車人員平均乗車時間により算出することとする。
9. 1人平均乗車時間は、乗客乗車人員の乗客乗車人員平均乗車時間により算出することとする。
10. 平均乗車密度算定係数は、乗客乗車人員の乗客乗車人員平均乗車時間と乗客乗車人員平均乗車時間の積より算出することとする。
11. 平均乗車密度算定係数は、乗客乗車人員の乗客乗車人員平均乗車時間と乗客乗車人員平均乗車時間の積より算出することとする。
12. 乗客乗車人員は、乗客乗車人員の乗客乗車人員平均乗車時間と乗客乗車人員平均乗車時間の積より算出することとする。
13. 各運行区間の乗客乗車人員、乗車人員、乗客乗車人員、乗客乗車人員平均乗車時間、乗客乗車人員平均乗車時間、乗客乗車人員平均乗車時間の合計は、乗客乗車人員の乗客乗車人員平均乗車時間により算出することとする。
14. 乗客乗車人員の乗客乗車人員は、乗客乗車人員の乗客乗車人員平均乗車時間により算出することとする。

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和3年度)

運送系統名	起 点	主 要 経 路 地 帯	行 車 系	輸 送 実 績			乗 客 数			運 送 密 度			備 考					
				運行距離 (km)	輸送人員 (人)	乗込人員 (人)	乗込人員 (人)	乗込人員 (人)	乗込人員 (人)	乗込人員 (人)	乗込人員 (人)							
第1号 池袋水原線	池袋駅	池袋水原線	小形	45.1	12.6	57,770	6.9	399,613	23,577,364	148,129.0	1,427,963	3,375,639	28,381,186	72,712,982	58,660	2.7	34.0	有 乗 運送人員に運賃金計3,962,000円を含む
合 計				16.1		57,770		399,613	23,577,364	148,129.0	1,427,963	3,375,639	28,381,186	72,712,982				有・無

【注記事項】

- この資料は、種別対乗車距離(種別乗車距離)の算定に際して、種別対乗車距離の乗車距離に代り、運行距離に代り算定すること(種別対乗車距離の算定)。
- 車種番号は、主要区間毎に種別乗車距離の算定番号を同一のものとする。
- 起点及び終点は、運送系統の運行距離に代り、乗車距離を算定する。
- 運行距離は、種別対乗車距離(1日の平均乗車距離)に代り、乗車距離を算定すること。なお、運行距離の算定は、種別対乗車距離に代り、乗車距離を算定すること。
- 1人平均乗車距離は、運行距離に代り算定すること。
- 乗込人員は、乗込人員×1人平均乗車距離により算定すること。
- 乗込人員は、種別対乗車距離の乗車距離に代り、乗車距離を算定すること。また、乗車距離に代り算定すること。
- 乗車距離は、種別対乗車距離の乗車距離に代り、乗車距離を算定すること。また、乗車距離に代り算定すること。
- 乗車距離は、種別対乗車距離の乗車距離に代り、乗車距離を算定すること。また、乗車距離に代り算定すること。
- 乗車距離は、種別対乗車距離の乗車距離に代り、乗車距離を算定すること。また、乗車距離に代り算定すること。
- 平均乗車距離は、乗車距離に代り算定すること。また、乗車距離に代り算定すること。
- 平均乗車距離は、乗車距離に代り算定すること。また、乗車距離に代り算定すること。
- 平均乗車距離は、乗車距離に代り算定すること。また、乗車距離に代り算定すること。
- 平均乗車距離は、乗車距離に代り算定すること。また、乗車距離に代り算定すること。
- 平均乗車距離は、乗車距離に代り算定すること。また、乗車距離に代り算定すること。

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和5年度)

車種 番号	運行 系統名	起 点	主 な 経 路 地 域	種 別	輸 送 実 績			乗 車 密 度			運 行 費 用			運 行 費 用 平 均 値			輸 送 量 (A) × (G) の 積 算	乗 車 密 度 (B) × (D) (C) × (F) (G)	乗 車 密 度 (H) × (I) (J) × (K) (L)	備 考
					乗 車 数 (人) (人)	乗 車 数 (人) (人)	乗 車 数 (人) (人)	乗 車 数 (人) (人)	乗 車 数 (人) (人)	乗 車 数 (人) (人)	乗 車 数 (人) (人)	乗 車 数 (人) (人)	乗 車 数 (人) (人)	乗 車 数 (人) (人)	乗 車 数 (人) (人)	乗 車 数 (人) (人)				
第1号	和光水線	和光駅	和光河原	小形	18.1	57,770	4.3	248,411	14,724,173	148,248.8	1,428,835	3,378,254	19,533,262	72,770,889	58,600	1.6	20.1	有		
合計					18.1	57,770	4.3	248,411	14,724,173	148,248.8	1,428,835	3,378,254	19,533,262	72,770,889				有・無		

[記号説明]

- この表は、乗客対象期間(乗客対象期間)の範囲について、乗客対象期間の末日現在における状態を以て、運行系統ごとに算定すること(乗客対象期間)の範囲のこと。
- 乗客数は、乗客対象期間(乗客対象期間)の乗客数と同一のものとする。
- 乗客及び乗客以外の乗客数を以て乗客とし、乗客以外の乗客数を乗客数から除外して算定すること。なお、乗客以外の乗客数は、乗客数から除外して算定すること。
- 乗客数は、乗客対象期間における1日の乗客数を乗客数(乗客数)として算定すること。なお、乗客数は、乗客数から除外して算定すること。
- 1人平均乗客数は、乗客数(乗客数)を乗客数(乗客数)で除算すること。また、乗客数は、乗客数から除外して算定すること。
- 乗客数は、乗客数(乗客数)を乗客数(乗客数)で除算すること。また、乗客数は、乗客数から除外して算定すること。
- 乗客数は、乗客数(乗客数)を乗客数(乗客数)で除算すること。また、乗客数は、乗客数から除外して算定すること。
- 乗客数は、乗客数(乗客数)を乗客数(乗客数)で除算すること。また、乗客数は、乗客数から除外して算定すること。
- 乗客数は、乗客数(乗客数)を乗客数(乗客数)で除算すること。また、乗客数は、乗客数から除外して算定すること。
- 乗客数は、乗客数(乗客数)を乗客数(乗客数)で除算すること。また、乗客数は、乗客数から除外して算定すること。
- 乗客数は、乗客数(乗客数)を乗客数(乗客数)で除算すること。また、乗客数は、乗客数から除外して算定すること。
- 乗客数は、乗客数(乗客数)を乗客数(乗客数)で除算すること。また、乗客数は、乗客数から除外して算定すること。
- 乗客数は、乗客数(乗客数)を乗客数(乗客数)で除算すること。また、乗客数は、乗客数から除外して算定すること。
- 乗客数は、乗客数(乗客数)を乗客数(乗客数)で除算すること。また、乗客数は、乗客数から除外して算定すること。
- 乗客数は、乗客数(乗客数)を乗客数(乗客数)で除算すること。また、乗客数は、乗客数から除外して算定すること。
- 乗客数は、乗客数(乗客数)を乗客数(乗客数)で除算すること。また、乗客数は、乗客数から除外して算定すること。
- 乗客数は、乗客数(乗客数)を乗客数(乗客数)で除算すること。また、乗客数は、乗客数から除外して算定すること。
- 乗客数は、乗客数(乗客数)を乗客数(乗客数)で除算すること。また、乗客数は、乗客数から除外して算定すること。
- 乗客数は、乗客数(乗客数)を乗客数(乗客数)で除算すること。また、乗客数は、乗客数から除外して算定すること。
- 乗客数は、乗客数(乗客数)を乗客数(乗客数)で除算すること。また、乗客数は、乗客数から除外して算定すること。

事業者名		京阪京都交通株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 管理部 企画課	(責任者役職・氏名) 管理部長	栗山 準一 印
補助金担当部門	(担当部門の名称) 管理部 企画課	(責任者役職・氏名) 管理部長	栗山 準一 印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和3年度)

輸送実績を一列に基く統計上

申請 番号	運行 系統名	起 点	主 な 経由地	終 点	キロ程 (km)	運行 回数 (回)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	乗車走行 キロ(C) (km)	運送賃取 (D) (円)	営業外収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E) (円)	1系統当たり 経常費用 (円)	平 均 乗 車 密 度 算 定			備考					
															運算式前 分子(乗車キロ×日数) の平均乗車本数	運算式前 分母(乗車本数×日数) の平均乗車本数	平均乗 車密度 (G) (C)×(F)		平均乗 車密度 (E) (E)	平均乗 車密度 (F) (F) (円)			
1	八田線1	JR常陸岡駅	興泰・大谷	JR常陸岡駅	28.0	9.2	79.747	574,178.4	26,088,232	189,914.2	1,256,570	2,477,015	31,821,877	76,891,834	$\frac{48.64 \times 365}{365}$	3.0	27.6	無	12月28日・1月4日 運行回数減(各5回)				
2	神吉線1	JR八木駅	西所	神吉口	12.3	4.5	4,220	24,476.0	1,292,502	40,423.5	267,604	527,527	2,097,833	16,375,155	$\frac{53.21 \times 365}{365} + \frac{52.70 \times 183}{183}$	0.6	2.7	有					
3	原・神吉線1	JR八木駅	神吉上	原	17.8	3.0	11,224	104,383.2	4,056,690	38,962.2	258,082	508,718	4,823,470	15,791,298	$\frac{38.90 \times 365}{365} + \frac{38.70 \times 183}{183}$	2.5	7.8	有					
合計													703,037.6	289,219.9	1,782,238	3,513,320	38,733,280						

【記載要領】

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに乗車回数に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の突車走行キロを乗じたものとする。
- 平均乗車密度は、停留所相互間総運賃÷停留所相互間総キロにより算出すること(料金端切捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、突車走行キロ、運送賃取及び営業外収益の合計額については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。



事業者名		京阪京都交通株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 管理部	企画課	(責任者(姓・名)) 栗山 準一 印
補助金担当部門	(担当部門の名称) 管理部	企画課	(責任者(姓・名)) 栗山 準一 印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和3年度) ※R3国庫補正予算算入分

輸送実績を一列に基づき計上

申請 番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	統年 間			輸 送			運 送 実 績			常 務 収 入			平 均 乗 車 密 度 算 定			備考										
					キロ程 (km)	運行 回数 (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	乗車走行 キロ(C) (km)	運送賃収 (D) (円)	営業外収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E) (円)	1系統当たり 経常費用 (円)	運賃改定前 の平均乗車 キロ×日数 + 運賃改定後 の平均乗車 キロ×日数	平均 賃率 (F) (円)	平均乗 車密度 (G) (円)	輸送量 (A)×(G)		市町村に よる回数 券購入等 の有無									
1	八田線1	JR西国府駅西口	向島・大宮	JR国府駅西口	28.0	9.2	79,747	8.6	701,773.6	33,964,232	189,814.2	1,258,570	2,477,075	37,697,877	76,991,934	48.64 × 365	48.64	33.1	無	特別補助算入額 額:5,876,000円										
2	神吉線1	JR八木駅	西所	神吉口	12.3	4.5	4,220	11.0	46,420.0	2,467,802	40,423.5	267,604	527,527	3,262,933	16,375,155	(53.21 × 365) + (52.70 × 183)	53.03	4.9	有	特別補助算入額 額:1,175,000円										
3	原・神吉線1	JR八木駅	神吉上	原	17.8	3.0	11,224	9.3	104,363.2	4,056,690	38,882.2	258,062	508,718	4,823,470	15,791,299	(38.90 × 365) + (38.70 × 183)	38.63	7.8	有											
合計													59.1	95.191	40,488,724	269,219.9	1,782,236	3,513,320	45,784,280											

【記載要領】

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要領第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人員は、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 輸送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 乗車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の乗車走行キロに当該系統の乗車走行キロを乗じたものとする。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃÷停留所相互間総キロにより算出されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)×(F)と計算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送収入、乗車走行キロ、運送賃収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるもの有無について記載すること。

事業者名		京阪京都交通株式会社	
運行担当部門	(担当部門の名称) 管理部 企画課	(責任者(姓・名)) 管理部長	栗山 肇一 印
補助金担当部門	(担当部門の名称) 管理部 企画課	(責任者(姓・名)) 管理部長	栗山 肇一 印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定数(令和5年度)

特種補助金算入なし

輸送実績を一列に基づき計上

運行 申請 番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (回)	送車 人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人キロ (人キロ)	運送収入 (円)	乗車走行 キロ(C) (km)	運送乗取 (円)	営業外収益 (円)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当たり 経常費用 (円)	平均乗車密度算定			備考
																総運用日数	平均 賃率 (円)	平均乗 車密度 (B) (C)×(F) (G)	
1	八田線1	JR亀岡駅南口	美奈・大谷	JR園田駅西口	28.0	9.3	79,747	7.3	582,153.1	28,133,165	190,120.0	1,256,933	2,479,619	31,671,717	77,015,710	48.64	3.0	27.9	無
2	神喜線1	JR八木駅	西所	神喜口	12.3	4.5	4,220	5.7	24,054.0	1,263,886	40,332.5	266,999	526,208	2,057,093	16,338,292	52.95	0.5	2.2	有
3	原・神喜線1	JR八木駅	神喜上	原	17.8	3.0	11,224	12.0	134,668.0	5,216,036	39,055.0	258,457	939,656	5,984,151	15,820,789	38.80	3.4	10.2	有
合計															48.64	3.0	27.9		

【記載要領】

- この表類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在の状況に於いて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに乗車調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 乗車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の乗車走行キロに当該系統の乗車走行キロを乗じたものとする。
- 平均乗車密度は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより算出すること(従来源切捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合は当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりキロが運行されなかった日は運用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)×(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりキロが運行されなかった期間があった場合は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、乗車走行キロ、運送乗取及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 各市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるもの有無について記載すること。

事業者名		京阪京都交通株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 管理部 企画課	(責任者の氏名) 管理部長	栗山 準一 印
補助金担当部門	(担当部門の名称) 管理部 企画課	(責任者の氏名) 管理部長	栗山 準一 印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和5年度)

輸送実績を1日に基づき計上

特別補助金(国庫・府補助分)算入

運行 申請 番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送経費 (D) (円)	営業外収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E) (円)	1系統当たり 経常費用 (円)	平均乗車密度			備考	
																総適用日数	平均乗車密度 (B) (C)×(F) (G)	平均乗車率 (F) (円)		輸送量 (A)×(G)
1	八田線1	JR亀岡駅南口	奥条・大谷	JR福部駅西口	28.0	9.3	79,747	7.3	562,153.1	29,133,165	190,120.0	1,256,933	2,479,619	31,871,717	77,015,710	48.64	3.0	27.9	無	
2	神吉線1	JR八木駅	西所	神吉口	12.3	4.5	4,220	16.2	68,364.0	3,612,866	40,332.5	266,989	326,208	4,407,093	16,338,292	52.95	1.6	7.2	有	
3	原・神吉線1	JR八木駅	神吉上	原	17.8	3.0	11,224	12.0	134,688.0	5,216,036	39,055.0	258,457	509,658	5,984,151	15,820,789	38.80	3.4	10.2	有	
合計					58.1	95.1	95,191	785,205.1	36,963,087	269,507.5	1,784,389	3,515,485	42,282,951							国・府補助金入額 各 1,175,000円

【記載要領】

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の乗車走行キロを乗じたものとする。
- 平均乗車率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより算出すること(往未乗切捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)×(F)と計算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送収入、乗車走行キロ、運送経費及び営業外収益の合計額については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるもの有無について記載すること。



事業名 西日本ゼーアールバス株式会社
(資本金) 計画部 部長 朝倉 恵介
(普通部門) 補助金担当部 課長 丸岡 範生

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和3年度) ※R3国庫補正予算算入分
基準年度 令和3年7月11・12日(基準・算定)
令和3年7月7日(算定)

Table with columns: 申請番号, 運行系統名, 運行回数(A), キロ数(km), 主な経由地, 1人平均乗車キロ(km), 輸送人員(A), 1人平均乗車キロ(km), 輸送回数(km), 輸送人員(A), 運送収入(B), 営業外収益(E), 経常費用(C), 経常収益(D), 1系統当り経常費用(F), 平均乗車密度算定(平均乗車密度(G), 平均乗車回数(H), 乗車回数(I), 乗車回数(J)), 備考

【記載要領】

- 1. この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度の実績に基づき、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。(但し、前年度の補助対象期間に関する生活交通環境維持改善計画の策定に際しては、当該年度の実績に基づき、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度の乗車回数(前々年度は、様式第1-8に基づき)に基づき、補助対象期間の未日現在における状態に於いて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
2. 地域交通維持推進事業計画の策定を受け、特別措置の適用を受けようとする補助対象期間(補助対象期間)及び平均乗車密度算定表(補助対象期間)に係る生活交通環境維持推進計画等の添付書類として当該年度分を既に提出している場合は、様式第1-5の添付を省略することができる。
3. 申請書は、生活交通環境維持推進計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
4. 起点及び終点は、停留所をすべて記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所をすべて記載し、キロ数は小数点以下第1位まで記載すること。
5. 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること、なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1往復で運行回数1回とする。
6. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに乗車回数により算出すること。
7. 輸送人員は、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
8. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)に運賃収入による収入を算出し、その結果により算出すること、また、表題欄「運賃」についても記載すること。
9. 営業外収益は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
10. 乗車回数は、停留所相互間総乗車回数×停留所間相互間平均乗車キロにより算出すること(往來両切で、ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合は、表の中計算式により算出すること、なお、この場合において、スト及び臨時運行の理由によりバスが運行されなかった日(第2位以下切り捨て)まで算出すること)。
11. 平均乗車密度は(B)÷(C)×(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
12. 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、スト及び臨時運行の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合は、運賃改定があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
13. 各運行系統のキロ数、輸送人員、輸送収入、乗車回数、乗車キロ、運送収入、営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
14. 市町村による回数券乗車等の有無は、運送収入に含められるもの有無については記載すること。
(注)上記記載事項中、以降において、前々年度(基準期間)とあるものは1、但し要きに該当しない場合は、基準期間の前々年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々年度を指して読み替えるものとし、2、但し書面上に該当しない場合は、基準期間の前々年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々年度を指して読み替えるものとする。









事業者名		京都市交通株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	営業部	河本 行彦
補助金担当部門	(責任者(姓・氏名))	営業部	橋井 尚朋
	(担当部門の名称)	営業部	橋井 尚朋

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和3年度)

※R3国庫補正予算算入分

実績調査日

高活線 = 平日6/23、土曜6/5、日曜6/6

大江線 = 平日6/1、土曜6/5、日曜6/6

堀天山線 = 平日8/5、10/17、22、24、9/14、土曜6/12、日曜6/13

夜久野線 = 平日6/17、土曜6/5、日曜6/6

申請 番号	運行 系統名	起点	主な 通過地	終点	系統			年間			輸送			実績			積算 費用 (円)	平均 乗車 密度 (人/車 km)	備考
					運行 回数 (回)	キロ程 (km)	乗車人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人員 (人)	輸送 キロ (人キロ)	乗車走行 キロ(C) (km)	運送収入 (円)(D)	運送乗取 収入 (円)(E)	計 算 収入 (円)(F)	1系統当り 総費用 (円)(G)	乗車 密度 (人/車 km)			
高活線1 (0)		東野田駅前	松尾駅前	高活線1	15.7	4.6	34,146	6.41	218,875.6	8,914,985	55,913.6	35,286	1,714,237	10,664,508	17,756,149	44.81 × (10/110) × 365	3.8	17.4	有
大江線1 第2号		西野田駅前	地頭	大江駅前	23.6	4.3	29,814	7.93	236,435.0	10,689,934	74,717.6	46,324	2,550,494	13,186,752	23,323,846	50.67 × (10/110) × 365	3.1	13.3	有
北野線 第3号		市川駅前	石原	綾瀬駅前	15.2	7.9	59,626	5.99	357,159.7	14,197,221	68,828.8	55,073	2,675,523	16,927,817	27,728,798	43.73 × (10/110) × 365	4.0	31.6	有
北野線 第4号		堀天山駅前	牧	下夜久野駅前	17.2	3.8	22,312	6.72	149,936.6	5,603,966	48,142.8	29,848	1,450,081	7,083,275	15,029,246	41.11 × (10/110) × 365	3.1	11.7	有
合計							145,898		962,397.1	39,605,506	258,602.8	166,531	9,090,315	47,862,352	83,847,049				

【記載要項】

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。  
(但、前年度の補助対象期間に係る在京交通線維持改善計画の添付書類として提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる)  
なお、様式1-8に基づき申請については当該年度の実績については、補助対象期間の末日現在における状態に作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
  - 申請番号は、生活交通線維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
  - 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別される停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
  - 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)中における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とする。
  - 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実績調査に基づいて記載すること。
  - 乗車走行キロは、乗車人員 × 1人平均乗車キロにより算出すること。
  - 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則として年1回以上実績調査を実施し、その結果により算出すること。また、実績調査日についても記載すること。
  - 乗車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の停留所相互間総キロにより算出すること(経常費用)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積留等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
  - 平均乗車密度は(B) ÷ (C) × (F) × (G) と計算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
  - 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積留等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合は運賃改定があった等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
  - 各運行系統のキロ程、乗車人員、乗車走行キロ、運送収入、運送乗取及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
  - 市町村による回数乗取収入等の有無は、運送収入に含まれるもの有無について記載すること。
- (注)上記記載要領3. 以降において、前々年度(基準期間)とあるのは1. 但し書きに該当しない場合は、基準期間の前々年度、基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々年度を指して読み替えるものとする。

事業者名	京都交通株式会社		
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 営業部	(責任者氏名・氏名) 営業所所長 河本行彦	
補助金担当部門	(担当部門の名称) 営業部	(責任者氏名・氏名) 営業部長 福井尚朋	

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和5年度計画)

申請 番号	運行 系統名	起点	主な 経路地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (回)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人員 (人)	輸送 人キロ (人キロ)	運送収入 (円)	乗車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当り 経常費用 (円)	平均乗車 密度 (B) (C)×(F) (G)	輸送量 (A)×(G)	市町村によ る回数券持 入等の有 無	備考	
																				経常費用 (円)
北近畿 第1号 (北近畿第1号)	高浜線1	箕輪駅前	松尾駅前	高浜駅前	16.7	4.6	29,322	6.41	187,954.0	7,655,385	56,947.0	35,307	1,715,243	9,405,935	17,776,575	44.81 × (1-10/110) × 365	3.3	15.1	有無	
北近畿 第2号	大江線1	西舞鶴駅前	地頭	大江駅前	23.6	4.3	25,258	7.93	203,305.2	9,594,639	74,812.0	46,383	2,253,337	11,694,359	23,353,313	59.67 × (1-10/110) × 365	2.7	11.6	有無	
北近畿 第3号	福知山線1	市民病院	石原	松部駅前	13.2	8.0	57,511	5.99	344,490.9	13,693,680	88,920.0	55,130	2,678,270	16,427,060	27,757,267	43.73 × (1-10/110) × 365	3.8	30.4	有無	
北近畿 第4号	被入野線1	福知山駅	教	下被入野駅前	17.2	3.8	19,747	6.72	132,699.8	4,959,035	48,160.0	29,859	1,450,579	6,439,473	15,033,625	41.11 × (1-10/110) × 365	2.7	10.2	有無	
合計							132,848		873,450.0	35,902,739	268,839.0	168,679	8,097,439	44,166,847	83,920,780					

【記載要領】  
1. この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごと(補助対象系統のみ記載すること)。  
2. 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。  
3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経路地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。  
4. 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。  
5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに英総調査に基づいて記載すること。  
6. 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。  
7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上英総調査を実施し、その結果により算出すること。また、英総調査日についても記載すること。  
8. 乗車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。  
9. 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の乗車走行キロに当該運行系統の経常費用に当該系統の乗車走行キロを乗じたものとする。  
10. 平均貨率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより算出されなかった日は適用日数から除くものとする。  
11. 平均乗車密度は(B)÷(C)×(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。  
12. 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合は、変更年月日又は期間について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。  
13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、乗車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。  
14. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるもの有無について記載すること。

事業者名		京都交通株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	営業部	営業所所長 河本 行彦
補助金担当部門	(担当部門の名称)	営業部	営業部課長 福井 尚朋

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和5年度計画②)

※補助金算入(要件緩和)

申請 番号	運行 系統名	起点	主 な 経 過 地	終 点	キロ程 (km)	運行 回数 (回)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人 キロ (人キロ)	運 送 収 入 (円)	乗車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E) (円)	1系統当り 経常費用 (円)	平均乗車密度			備 考	
															総適用日数	平均 乗車 密度 (B) (C)×(F) (G)	平均 賃率 (F) (H)		輸送量 (A)×(G)
北近畿 第1号 (北近第1号)	高浜線1	東海線駅前	松尾寺駅前	高浜駅前	16.7	4.6	29,322	6.41	187,954.0	7,655,385	35,307	1,715,243	9,405,935	17,776,575	44.81 × (1-10/110) × 365 365	40.73	3.3	15.1	市町村に上 る回数券購 入等の有 無
北近畿 第2号	大江線1	西舞鶴駅前	地願	大江駅前	23.6	4.3	33,424	7.93	265,052.3	12,208,639	46,383	2,253,337	14,508,359	23,353,313	50.67 × (1-10/110) × 365 365	46.06	3.5	15.0	市町村に上 る回数券購 入等の有 無
北近畿 第3号	福知山線1	市民病院	石塚	線5駅前	15.2	8.0	57,511	5.89	344,490.9	13,693,680	55,130	2,678,270	16,427,080	27,757,267	43.73 × (1-10/110) × 365 365	39.75	3.8	30.4	市町村に上 る回数券購 入等の有 無
北近畿 第4号	花久野線1	福知山駅	救	下東久草駅前	17.2	3.8	24,891	6.72	167,267.5	6,251,035	29,859	1,450,579	7,731,473	15,033,625	41.11 × (1-10/110) × 365 365	37.37	3.4	12.9	市町村に上 る回数券購 入等の有 無
合計							145,148	964,764.8	39,808,739	268,839.0	166,679	8,097,429	48,072,847	83,920,780					

【記載要領】

- この番号は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経路は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実績調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実績調査を実施し、その結果により算出すること。また、実績調査日についても記載すること。
- 乗車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 運送雑収は、補助対象事業者の乗車走行キロ当たり経常費用に当該系統の乗車走行キロを乗じたものとする。
- 1系統当たり経常費用は、補助対象期間中の乗車走行キロにより計算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総乗車キロにより計算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)×(F)と計算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合は、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、乗車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

様式第1-5 (日本工業規格A列4番)

株式会社 丹後海陸交通株式会社	
代表取締役社長 (氏名)	林 忠広
取締役経営企画部長 (氏名)	林 忠広
取締役経営企画部長 (氏名)	林 忠広
取締役経営企画部長 (氏名)	林 忠広

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (令和3年度)

【冬季】 令和2年12月9日・10日・14日 令和2年12月16日・13日 実施  
 【夏季】 令和3年5月18日・22日・24日・25日 令和3年6月20日・7月4日 実施

申請番号	運行系統			年間輸送実績				経常費用				平均乗車密度算定		指針に よる回数 乗入等 の有無				
	運行系統名	起点	主な経由地	駅名	キロ程 (km)	乗車人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人員 (人)	運送収入 (円)	乗車収入 (円)	乗車収入 (円)	乗車収入 (円)	乗車収入 (円)		乗車収入 (円)	乗車収入 (円)	乗車収入 (円)	乗車収入 (円)
1	伊勢線	上野原	伊勢	伊勢	37.2	53,692	7.5	402,690.0	6,056,389	162,594.6	196,365	347,952	8,602,705	51,477,450	19.96×365 365	2.4	14.1	有
2	東海線	上野原	伊勢	伊勢	48.4	72,082	10.0	720,820.0	11,629,422	163,624.6	399,622	399,622	12,179,201	51,800,611	16.57×365 + 15.56×365 730	4.4	19.8	有
3	伊勢線	上野原	伊勢	伊勢	55.4	37,991	13.6	516,675.6	7,427,611	159,474.4	194,558	341,276	7,963,444	50,489,595	14.35×365 + 14.38×365 730	3.2	12.8	有
4	伊勢線	上野原	伊勢	伊勢	22.5	53,671	5.1	273,722.1	7,776,450	113,370.2	136,311	242,612	8,157,473	35,832,005	28.39×365 + 28.50×365 730	2.4	16.5	有
5	伊勢線	上野原	伊勢	伊勢	16.5	43,783	4.3	188,266.9	5,924,324	75,170.4	91,707	160,864	6,176,995	23,796,948	31.37×365 + 31.78×365 730	2.4	15.1	有
6	伊勢線	上野原	伊勢	伊勢	39.2	64,697	10.3	666,379.1	8,930,698	185,944.1	226,891	397,920	9,565,469	58,669,902	13.50×365 + 13.38×365 730	3.5	22.4	有
7	伊勢線	上野原	伊勢	伊勢	39.8	88,470	9.5	840,465.0	11,470,615	195,826.0	236,906	419,066	12,128,666	61,998,195	13.85×365 + 13.45×365 730	4.2	27.7	有
8	伊勢線	上野原	伊勢	伊勢	26.0	56,959	6.9	393,017.2	7,191,861	101,092.0	123,333	216,339	7,511,533	32,006,043	18.31×365 365	3.8	20.1	有
9	伊勢線	上野原	伊勢	伊勢	38.9	42,090	11.0	463,090.0	6,365,800	131,984.1	161,020	282,446	6,809,466	41,786,166	13.78×365 365	3.5	16.1	有
合計					323.9	513,495		4,465,027.6	74,773,269	1,288,068.6	1,572,673	2,758,629	79,104,671	468,122,915				

【記載要領】

- この表類は、補助対象期間 (補助金交付要綱第5条で定める期間) の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に於いて、運行系統ごとに作成すること (補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること (小数未満切捨て)。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位 (第2位以下切り捨て) まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実績調査に基づいて記載すること。
- 輸送人員は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入により算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の実績走行キロに当該系統の実績走行キロを乗じたものとする。
- 乗車収入は、停留所相互間運賃額×乗車人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実績走行キロに当該系統の実績走行キロを乗じたものとする。
- 平均乗車率は、停留所相互間運賃額×乗車人員×1人平均乗車キロにより算出すること (小数未満切捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均乗車率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は運用日数から除くものとする。

11 伊勢線(伊勢線)は(伊)と(勢)とで記載し、伊勢線については、小数点第1位 (第2位以下切り捨て) まで算出すること。

様式第1-5 (日本工業規格A列4番)

事業者名	丹後海陸交通株式会社	
運行計画担当部門	経営企画部	取締役経営企画部長 林 忠広
補助金担当部門	経営企画部	取締役経営企画部長 林 忠広

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (令和3年度)

【令和】 令和3年12月9日・10日・14日 実績  
 令和3年12月16日・13日 実績  
 【令和2】 令和2年6月15日・22日・24日・25日 実績  
 令和2年6月20日・17日 実績

申請番号	運行系統		年際輸送実績				運送収益				平均乗車密度算定			備考
	運行系統名	区間	輸送人員 (人)	1人平均乗車キロ (km)	輸送収入 (円)	営業収入 (円)	営業外収入 (円)	計 (B)+(D)+(E) (円)	1系統当り営業収入 (円)	平均乗車密度 (人/日)	平均乗車密度 (人/日)	乗車密度 (人/日)	乗車密度 (人/日)	
1	物部線	上宮津 公原線	53,692	7.5	402,690.0	8,056,388	162,594.6	198,365	51,477,490	19.96	2.4	14.1	有(○)	
2	線入線	上宮津 線入	72,982	10.0	770,830.0	11,629,422	163,624.8	199,622	51,693,611	16.06	4.4	19.8	有(○)	
3	線中線	上宮津 線中	37,991	13.6	516,677.6	7,427,611	159,474.4	341,275	50,489,595	14.35	3.2	12.8	有(○)	
4	身振線	天橋立 ケーブ下	53,671	7.6	407,699.6	11,670,750	111,370.2	139,311	35,993,085	26.44	3.6	24.8	有(○)	
5	身山線	野田線 身山線	43,783	6.9	262,698.0	8,321,534	75,170.4	91,707	23,798,948	31.57	3.5	72.0	有(○)	
6	身山線	身山線	64,697	15.1	976,924.7	13,160,638	185,944.1	276,951	58,664,602	13.44	5.2	33.2	有(○)	
7	身山線	身山線	88,470	10.4	920,038.0	12,550,615	196,026.0	238,606	61,998,195	13.65	4.6	30.3	有(○)	
8	久米線	久米線	56,859	6.9	394,017.1	7,191,291	101,093.0	123,333	32,006,043	18.31	3.8	20.1	有(○)	
9	丹後線	丹後線	42,090	15.8	665,022.0	9,170,690	131,984.1	161,070	41,786,165	13.76	5.0	23.0	有(○)	
合計			513,435		5,265,637.0	89,179,469	1,395,060.6	1,572,673	408,122,915					

【記載要領】

- この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
- 申請番号は、生活交通政策経費改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経路は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに乗車密度に基づいて記載すること。
- 輸送人員は、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上乗車密度を算出し、その結果により算出すること。また、乗車密度日についても記載すること。
- 営業収入は、乗車密度を算出し、乗車密度×営業収入率により算出すること。
- 1系統当り営業収入は、乗車密度×営業収入率×乗車密度により算出すること。
- 平均乗車密度は、(B)÷(C)÷(F)と計算し、その値について、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。
- この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった場合又は運賃改定があった場合の当該運行系統の平均乗車密度は、表中の計算式により算出すること。なお、備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。

事業者名		丹後海陸交通株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	経営企画部	取締役経営企画部長 林 忠広
補助金担当部門	(担当部門の名称)	経営企画部	取締役経営企画部長 林 忠広

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和5年度)

【冬季】 実績  
【夏季】 実績

申請番号	運行系統名	起点	主な経路	終点	キロ程(km)	運行回数(A)(回)	年間輸送実績		經常費用計	經常費用1系統当り	平均乗車密度算定		輸送量(A)×(G)	備考			
							輸送人員(人)	輸送収入(B)(円)			乗車走行キロ(C)(km)	運送収入(D)(円)			営業外収益(E)(円)	平均乗車密度(B)	平均賃率(F)(円)
1	伊根線	上宮津 公民館	伊根 新渡高前	伊根 新渡高前	37.2	6.4	53,692	8,737,283	176,365.2	215,517	376,921	9,329,721	55,837,222	19.96	2.4	15.3	有・無
2	蒲入線2	上宮津	5本の取原線 運送収入等別	蒲入	48.4	7.0	72,082	18,636,532	262,216.0	320,074	560,130	19,516,736	63,017,585	15.50	4.5	31.5	有・無
3	与野線2	天橋立 ケーブル下	与野線 与野線	与野	22.5	6.9	53,671	7,760,115	113,137.8	138,385	241,766	8,140,266	35,819,427	28.44	2.4	16.5	有・無
4	峰山線3	野田川 丹海前	野田川 メイン前	峰山駅	16.5	6.3	43,763	5,924,123	75,170.4	91,416	161,214	6,176,753	23,796,948	31.57	2.4	15.1	有・無
5	海浜線2	メイン前	海浜線 海浜線	経ヶ岬	39.2	5.4	64,697	8,896,293	165,283.2	225,586	398,935	9,318,624	58,654,329	13.44	3.5	22.4	有・無
6	個人路線	峰山	個人 小浜	峰山駅	39.8	6.6	88,470	11,428,762	195,115.0	235,049	416,888	12,063,719	61,774,075	18.65	4.2	27.7	有・無
7	久美浜線	メイン前	峰山駅 久美浜線	久美浜駅	26.0	5.3	56,959	7,191,405	101,088.0	123,509	216,141	7,631,055	32,004,460	18.31	3.6	20.1	有・無
8	丹後本山線	メイン前	峰山 メイン前	経ヶ岬	38.9	4.6	42,050	6,386,602	132,415.8	161,219	283,500	6,851,321	41,922,778	13.76	3.5	16.1	有・無
合計							475,444	4,425,548.6	74,961,135	1,240,775.2	1,513,785	76,128,395	392,829,424				

【記載要項】

- この種類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に於いて、運行系統ごと(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経路は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環を運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実績調査に基づいて記載すること。
- 輸送人員キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則して年1回以上実績調査を実施し、その結果により算出すること。また、実績調査日についても記載すること。
- 1系統当たり經常費用は、補助対象事業者の乗車走行キロ当り經常費用に当該系統の乗車走行キロを乗じたものとする。
- 平均賃率は、停留所相互間距離(乗車走行キロ)を乗じた乗車走行キロにより算出すること(経未済切り捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合は、表中の計算式により算出すること。
- この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)×(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送収入、乗車走行キロ、運送収入、営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数乗入れ等の有無は、運送収入に含まれるもの有無について記載すること。